

Doing Business in Poland

2007 年度版ポーランド投資ガイド



ポーランド・日本間国交回復50周年に寄せて

今年2007年は、ポーランドにとって、日本との間に国交が回復してから50周年を迎える節目の年に当たり、特別な1年となります。日本とポーランドとの間の関係は、例外的とも言える友好的な交流に満ちた長い歴史を有しています。歴史的な資料からは、両国が、すでに13世紀と15世紀に互いを認知しあっていたことを示しています。

両国間の外交関係は、ポーランドの独立回復後の1920年に結ばれ、第二次世界大戦の勃発による中絶を経て、ちょうど今から50年前に当たる1957年5月18日に再開されました。最初の大使は、タデウシ・ジェブロフスキと太田三郎でした。その後、とりわけ、1989年以降には、政治、経済、文化、学術面での協力が大いに発展するにいたっています。

日本とポーランド間の関係は、両国が地理的に離れているにも関わらず、大変に友好的なものであり、それを支えているのは、両国民の間における相互の歴史、文化への関心と尊敬の念であります。更に、両国は、民主主義と市場経済という共通の価値観を共有しているものでもあります。

最近の十数年間においては、学術交流、文化交流に加えて、経済面での協力が深化してまいりました。日本は、ポーランドにおける最大の投資国のひとつとなっています。外国人投資家は、ポーランドという国の中に、3800万の人口を有するEU加盟国としての姿と、それに起因する巨大な消費市場を見えています。彼らにとって重要なことは、欧州の中でポーランドが戦略的な立地にあること、また、安く非常に教育水準の高い労働力が存在することです。日本からの投資家の皆様は、ポーランドの労働者の専門性が高く、自らに課せられた任務を正確に遂行すると評価しています。良好なマクロ経済情勢が、ポーランドの投資環境の改善に貢献しており、自動車産業、電子機器産業にとどまらず、さらに多くの投資家を日本から呼び寄せる結果となっています。

これらすべてが物語っていることは、ポーランド・日本間の関係が今後数年間でさらに発展を遂げるであろうということです。

ここに、皆様に対して、すでに版を重ねております「ポーランドでのビジネス機会 ―日本人投資家向けガイドブック―」をご提供できますことをご案内申し上げます。このガイドブックは、日本人投資家の皆様、また、ポーランドでビジネスを展開される日本人投資家の皆様のニーズを念頭に置きまして編集されたものです。本ガイドブックでは、ポーランド情報・外国投資庁（PAIIZ）のエキスパート、ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ法律事務所の弁護士、国際的なコンサルティング・ファームであるデロイトの税務エキスパートが、ポーランドでのご投資を検討されるに当たり必知事項となります。法律問題や税務問題に関しまして、体系的にご紹介申し上げます。私どもは、上梓なった本ガイドブックを通じまして、投資家の皆様が、ポーランドにおける外国投資の実際に付きまして更にご理解を深められることを切に願っております。

なお、本ガイドブックは、2007年1月1日現在、有効な法律を基に作成されております。

1. ポーランド概説	7
2. 会社設立	27
3. 労働許可証とビザ	37
4. 投資助成制度	39
5. 税務	49
6. 雇用関係	75
7. 不動産	85
8. 競争法	93
9. ポーランドにおける日系企業の進出	95
日本語連絡先	97

ポーランド概説

はじめに

2004年5月よりポーランドは欧州連合(EU)の新規加盟国である。欧州諸国の中で最も成長率の高い一つであり、中欧地域においては最もダイナミックな国である。“連帯”運動とノーベル平和賞受賞者レフ・ワレサに揺り動かされ、欧州大陸分断のシンボルであったベルリンの壁崩壊につながる、有名な欧州の“民族の秋”以来、十数年にわたって長い道のりをポーランドは歩んできた。ポーランドは指令経済体制から、発展した経済システムをもつ民主国家に生まれ変わり、21世紀の欧州の「顔」を形成する国のひとつとなった。

EU共通市場の一部となったポーランドでは、現在も経済、社会の変化が進行している。何よりも、経済発展の変化は著しい。この変化は若い、エネルギーに溢れる、野心的な世代の参画によってもたらされている。ポーランドは音楽家のフレデリック・ショパン、天文学者のニコラウス・コペルニクス、物理学者のマリア・スクウォドフスカ=キュリー夫人、そして映画監督のアンジェイ・ワイダの祖国である一方で、欧州ならびに世界でも投資先として最も好ましい国の一つとなっている。

日本企業の方々にポーランドを、そしてポーランドの投資条件をお知り願いたいと思う。ポーランドと日本の両国間には長年にわたる経済、科学、文化面での結びつきがある。ポーランドのEU加盟により、経済のグローバル化の流れから、両国関係はさらに緊密さをますことになるだろう。欧州でも急テンポで発展する国の一つであるポーランドを是非知っていただきたいと願うものである。

「欧州の心臓部」

欧州大陸の中心部に位置するポーランドは欧州の東部と西部をつなぐ文化、歴史、政治の架け橋の役割を果たしてきている。著名な英国の歴史家ノーマン・デイビスは、欧州におけるポーランドのこの特別な役割を強調して、ポーランドの歴史を著した著作に「欧州の心臓」の題をつけている。

ポーランドの国土は31万2千平方キロである。ちなみに日本の面積は37万7千平方キロである。国土の広さではポーランドは欧州で9番目であ

る。国境はドイツ、チェコ、スロバキア、ウクライナ、ベラルーシ、リトアニア、そしてロシア(飛び地のカリーニングラード地域)と接している。ウクライナ、ベラルーシ、ロシア(カリーニングラード地域)との国境はEUの境界となっている。

ポーランドの地理的位置は、ここで事業を展開する企業がEU諸国の市場に直接接触することと併せて、他の中東欧諸国内で活動するのにも便利である。ポーランドへの投資は、企業が人口5億人の西欧諸国、また2億5千万人の東欧諸国での市場にアクセスできることを意味している。ポーランドでの事業展開によって、旧東側諸国、現在のロシア連邦とのビジネスでの

ポーランドの経験を利用することができる。

気候は温和である。時刻は中央欧州標準時である(GMT-1)。

自然

ポーランドは緑豊かな自然景観に富んだ国である。およそ国土の28%が針葉樹を主とした森林である。ユネスコの世界遺産リストにはビアウォヴィエスカ原生林があげられている。原生林は太古の欧州大陸に繁殖していた広葉樹帯が今日まで残されている。ビエジュバ湿地帯は欧州最大の、最も自然に保たれた泥炭湿地帯である。手つかずの自然がステティ山脈から人影もまばらなビエシチャディ山脈までの山岳地帯でもよく保たれている。

ポーランドでは他の欧州諸国では棲息していない野生動物も自然の中で他種目が棲息している。ビアウォヴィエスカ原生林には欧州最大の哺乳動物、欧州・バイソンが種の絶滅から救われて、多数のジューブルが自然の中で棲息している。ビーバーも絶滅からまぬがれ、現在では2万5千頭以上が棲息している。山岳地帯の森林には狼や熊、山猫が棲息しており、ワルシャワに近い国立公園のカンピノス原生林にも十数頭の山猫が棲息している。ポーランドはコウノトリが好む最適な棲息地である。世界に生存する白コウノトリの四分の一がポーランドの西国境のオードラ川と東のブク川の間に巣を作る。鳥類学者の観察では4万羽以上のコウノトリがポーランドに棲息しているという。自然保護区域の広さでは、ポーランドは欧州でもトップレベルである。自然保護区域面積は10万平方キロメートルを超え、国土の30%以上を占めている。国立公園や自然保護区域には訪れやすいような配慮がなされている。

人口

ポーランド国内には3820万の人々が居住している。人口の大きさはポーランドへの投資の重要な誘因である。人口ではポーランドはEU新規加盟国のなかで最大の国である。中欧地域では最大の人口であり、欧州では8番目、また世界では30番目である。統計的には、欧州の20人に一人がポーランド人ということになる。

EU新規加盟国人口数 (単位:千人、データ出所: ユーロスタット(Eurostat))

・ポーランド	-	38230	(51%)
・チェコ	-	10270	(14%)
・ハンガリー	-	10200	(14%)
・スロバキア	-	5400	(7%)
・リトアニア	-	3480	(5%)
・ラトビア	-	2360	(3%)
・スロベニア	-	1990	(3%)
・エストニア	-	1370	(2%)
・キプロス	-	760	(1%) ±
・マルタ	-	390	(1%) ±

他の欧州諸国との比較で、ポーランドは若い社会である。教育水準の高い、強い企業家精神と創造力を備えた若者が豊富である。このようなポーランド社会の素地が、投資先として注目される要因となっている。2003年にポーランド情報・外国投資庁(PAIIIZ)が外国投資家を対象にして行った調査では、ポーランドでの投資を決定した最大の要因はポーランド社会の若さ、野心、そして高い技能だという。なお、外国企業は総計100万人以上のポーランド人を雇用している。

中欧諸国においてポーランドの就業者数は最大である。同時に欧州で最も若い人口構成の国の一つである。人口の50%は35才以下であり、人口の35%が25才以下である。2003年末には20%という高い失業率を記録しているが、労働力獲得という面では有利であった。こうした状況では企業が求める、適当な人材を容易に獲得できる。外国投資家はポーランド人従業員の技能と労働意欲を高く評価してきている。企業グループの世界の会社の中で、ポーランド会社が最も高い生産性をあげているとの評価を受けることが頻発している。ポーランドにおける生産性の伸びはOECD諸国のなか

で最大であり、1995年—2002年間の成長率はほぼ5%に達している(OECD Employment Outlook、2003)。

ポーランド人の平均寿命は伸びているが、出生率は他の欧州諸国と同様に僅かである(ほぼ0%)。最近の経済発展は人口の都市集中化を加速している。ポーランド人の45%以上は人口10万人以上の42都市に居住している。人口密度は1平方キロ当たり124人である。

千年の歴史

ポーランドの国の紋章の“鷲”は欧州の政治地図の中ですでに千年以上にわたって知られている。ポーランド(ポーランド語では“ポルスカ”と称する)という国名は中世初期ころに現在のポーランドの地に居住していた“ポラン”部族に由来する。ポラン部族の長、ミエシュコー世は966年にキリスト教を導入し、ポーランドにキリスト教世界の儀式を受入れた。このとき以来絶えることなく、ポーランドは西欧文明に組み込まれ、ラテン文字を使用することになった。

1025年、ミエシュコー世の息子、ボレスワフ・フロブリィがポーランド史のなかでピアスト朝の初代の国王として戴冠式をおこなった。ピアスト朝の最後の国王、カジミエシュ大王の治世14世紀末には、ポーランドは中欧の大国となっていた(当時の人口は約200万人)。ハンガリー出身のポーランドのヤドビガ女王とリトアニア大公国のヴワディスワフ・ヤギェウォ大公の婚姻(1385年)によりヤギェウォ朝が始まった。ヤドビガ女王(近年、ローマ法王庁より聖人に列聖された)の治世時、ポーランドと東の隣国リトアニア大公国との合同がなされ、1569年の「ルブリン合同規約」により両国は実質的な連合王国を結成した。以後2世紀にわたってクラクフを首都とする「二民族の共和国」と称される多民族国家の連合王国は、欧州大陸内において裕福な大国の一つとして存在した。

ヤギェウォ王朝治世下はポーランドの経済、文化が開花した“黄金の世紀”であった。経済の基盤は主にグダンスクからの海運による、他の欧州諸国との穀物貿易であった。1364年には欧州でも最古のクラクフ大学が創設された。ヤギェウォ朝時代にヴァヴェル城の荘厳な王宮がルネサンス様式で増設された。

16世紀にヤギェウォ朝が終焉すると、当時の欧州の体制としてはユニー

クな「シュラフタ(貴族)民主制」が形成された。先だっては15世紀に国会(セイム)が創設されていた。1573年ポーランド国王はシュラフタ代議員会により選出されることになった。選挙で選ばれた当時の国王の権限は現代の大統領に近いものかもしれない。当時の欧州の現実からみると、ユニークな統治形態であった。選挙王制によって、ポーランド語を話せない外国人がポーランド国王に選出されることもあった。“黄金の自由”の思想と多民族国家の他民族への寛大さから、宗教戦争の時代である16世紀にあって、ポーランドはカトリック、プロテスタント、ギリシャ正教会、ユダヤ教など多様な信仰が共存する宗教的に寛容な国であった。

16世紀末、中欧地域から東部(ロシア)や北部(バルト海沿岸地域)へと外交政策の優先度が変わったことから、クラクフからワルシャワに遷都された。近隣の大国の影響が増し、国の効率的な統治を阻むシュラフタ民主制が歪曲されてゆき、ポーランド国家は弱体の道を辿っていった。18世紀のポーランドは欧州の大国から近隣諸国の外交の対象へと変わった。オーストリア、プロシア、ロシアは1772年ポーランド国土の一部を割譲した。ポーランド貴族のなかにはこうした状況を打開するために戦った者も少なくはなかった。1791年5月3日、国会(セイム)は啓蒙主義の精神にそって国を改革し、近代化するために憲法を制定した。欧州で最初の成文憲法であり、アメリカ憲法に次いで世界で二番目の、フランス憲法制定より4ヶ月先立つものであった。

5月3日憲法で制定された進歩的な改革は実現することができなかった。1793年にロシアとプロシアは二度目のポーランド国土分割をおこない、2年後の1795年オーストリアも参加し、ポーランド全土を分割した。この三国分割により、ポーランドは100年以上にわたって欧州の地図上から消えてしまった。しかしながら、ポーランドを分割した大国もポーランド民族の自由への渴望を弱めることはできなかった。ポーランド人はナポレオン傘下のもとに戦い、また自国の独立や他民族の自由のために何度も民族蜂起を試み(1830年—31年の11月蜂起、1863年—64年の1月蜂起)、分割占領下にもかかわらず文学芸術は進展し、19世紀の欧州大陸の歴史的な出来事には、かならずポーランド人が参加していた。

第一次世界大戦の終結にともない、1918年ポーランドは独立国家として欧州の地図に復活した。独立して間もなくポーランドは20世紀における二つの全体主義国家のひとつと対峙せざるを得なかった。1920年、ポーラン

ド軍はラジミンの戦い(この戦闘はヴィスワの奇跡と呼ばれる)で、西方に侵攻するソ連赤軍をくい止めた。20世紀の20~30年代は、1世紀以上にわたる三国分割を経て、ポーランドの国家組織を統合する時代であった。国民の三分の一以上が少数民族からなる多民族国家であったが、民主主義の原則を尊重することが貫かれ、隣国のスターリンのロシアとヒトラーのドイツとは一線を画していた。

1939年9月1日ポーランドはヒトラーの第三ドイツ帝国の戦争マシーンに武力抵抗を試みた最初の国となった。1939年9月17日ソ連が攻撃を開始した。ドイツとソ連はポーランドの領土を分割するとともに、ポーランドの政治経済の指導者、知識人のエリート層を抹殺し始めた。ヒトラー・ドイツによって作られたアウシュビッツの絶滅強制収容所は、当初ポーランド愛国者が強制収容され、その後は世界最大の墓場に作り変えられた。主にユダヤ系ポーランド人、世界各国のユダヤ系市民の150万人以上がここで絶命した。ソ連に占領された地域では数十万人のポーランド市民がロシア奥地に強制移住させられ、強制労働キャンプに収用された。いくつかのキャンプでは数千人単位でポーランド将校や警察官が殺害された。“カチンの森”はそのひとつである。

ポーランドは第二次世界大戦中に最初の犠牲者を出した国の一つである。しかしながら、国土は占領されたにもかかわらず、ヒトラー・ドイツと戦う連合軍の重要な同盟国であった。ポーランド軍の部隊は世界各地の戦線で連合軍の一員として戦った。また占領下のポーランド国内では近代欧州史に例を見ないほどの規模で地下抵抗軍が結成されていた。ヤルタでチャーチル、ルーズベルト、スターリンの三巨頭が締結した協定によって、戦後ポーランドは完全な独立国家とはならず、半世紀にわたってソ連の影響下に置かれることになった。

第二次大戦の結果、ポーランドは国境変更により領土が極端に変更され(東部地域を失い、それに代えて1945年までドイツ領であった西部地域を取得した)、人的損害は600万人(この内、300万人はユダヤ系ポーランド人)に達し、甚大な物的破壊を受けた。この時代を象徴するのは首都ワルシャワが辿った運命である。1939年のドイツ軍の爆撃で破壊され、ドイツ占領下で市民は脅威に晒され、人命が失われた。1943年ユダヤ人居住区では武装抵抗したゲットー蜂起がおこり、1944年にはポーランド市民によるワルシャワ蜂起がおきた。武装抵抗により、ワルシャワは壊滅的破壊をこう

むった。被害は甚大で、戦争直後の1945年首都をワルシャワに再建するかどうか真剣に検討された。

1945年ソ連に従属するポーランド人民共和国が成立した。1947年の総選挙で共産主義者たちが不正な手段ですべての反対党を政治の舞台から追い払ってしまった。ソ連の影響下で、ポーランド政府はマーシャル・プランを受入れず、ポーランド経済をソ連経済に委ねた。ソ連型のモデルに倣って、大企業は国有化され中小企業が廃止される一方で中央計画が経済を牽引する中で、戦後の経済再建はすすめられた。しかしながら、ポーランドでは、共産主義ブロックでは例外的に、農業の集団化は避けられ、小規模の商業者、手工業者の廃止は免れた。共産主義者はカトリック教会を国の機構に組み込むことには成功せず、教会は国民の多くにとって自由と、西側文明との精神的交流のオアシスとなった。

検閲制度が敷かれ、文化芸術の分野でも政治的監視がなされ、教会組織、あらゆる反体制活動は抑圧されていたにもかかわらず、ソ連ブロックの中ではポーランドは比較的に自由であった。民主主義的な自由の欠落、政治的な隔絶、計画経済の不効率による経済危機が原因となり、一度ならず国民的な抗議運動を引き起こした。1956年6月ポズナニの労働者の抗議行動が発生し、秋にはソ連指導者の意図に反して、純スターリン主義による統治方法を断念したグループが共産党内の権力を掌握した。だが、10年を経て、1968年学生と知識人の抗議行動が起きた。1970年にはバルト海沿岸諸都市で労働者の抗議行動が燃えさかったが、鎮圧された。この時期拘留所は満杯になり、多くの学生が放校処分となった。1960年代末多くのユダヤ系ポーランド人が強制的に国を追われた。

1970年代初め、ポーランド統一労働者党内部の世代交代が起こった。新指導部は政治の自由化と経済の近代化を決定した。だが、この時の外国技術導入はポーランドに膨大な対外債務をもたらしてしまった。

全体主義に抵抗するカトリック教会の組織と並んで、1970年半ばにはピュルラリズムの民主主義を求める反体制派グループが結成された。非暴力の抵抗の原則を宣言する一方で、非合法とされていた分野でも反体制活動をおこなった。共産主義政権への社会の抵抗運動とオピニオンリーダーの抵抗を強めた精神的な要因として、1978年にクラクフ教区のカロル・ヴォイティワ枢機卿の法王選出と、ポーランドへの法王の初訪問をあげることができよう。

1980年8月、おりから経済困難が深まるなかで、バルト海沿岸諸都市でストライキが発生した。当時37才のワレサはグダンスク造船所の塀を乗り越え、労働者のストライキに合流した。発生時から労働者の抗議運動を支援していた知識人グループを従えてストライキの先頭に立った。これが中東欧諸国の共産主義時代の終わりの始まりであった。1980年9月、“連帯”が発足した。`連帯`は労働組合の形をとりながらもソ連圏で初めての独立した社会運動であり、平和な変革をスローガンにしてあらゆる社会階層の代表を纏めていた。一方、権力維持の意欲とソ連からの圧力でポーランド統一労働者党の権力は軍人グループが掌握した。1981年12月戒厳令が敷かれた。

社会の不満が増大する中で反体制派が勢いを増す一方で、経済が困窮し国際環境が厳しくなっていた。このような状況のもとでポーランドの政治権力は徐々に後退を余儀なくされた。1980年代当局は民主主義国家の制度を導入する政治改革に着手したが、中途半端に終わってしまった。新たな国際的情況の変化(とりわけソ連のゴルバチョフ改革)と国内事情(経済不振とストライキ)から、1988年当局は反党派との対話を開始した。1989年2月戦後のポーランドはもとより、ソ連圏諸国でも初めて、当局と民主主義の反党派の代表が対話のため円卓の席に着いた。血が流されることなく変革が行われた。“円卓”会議で反体制派の政治参加の原則が決められた。

1989年6月反体制勢力も候補者を出し総選挙が実施され、マゾビエツキを首班とする`連帯`政権が誕生した。マゾビエツキの首班指名は中欧諸国での急激な政治変革のはしりとなった。数ヶ月後ベルリンの壁が崩壊し、ソ連が崩壊し、“冷戦”が終焉した。ポーランドは民主主義諸国の中に復帰した。

1990年マゾビエツキ政権はバルツェロヴィッチが提案した広範囲にわたる経済改革を実施した。1990年12月実施の大統領の直接選挙ではワレサが勝利した。その後数年間は`連帯`系の陣営から、互いに競い合う政党が現れた。それまでの同盟の崩壊(ワルシャワ条約機構の解体と1993年ポーランドからのソ連軍完全撤退)の後、ポーランドは西欧諸国への統合をすすめるとともに、近隣諸国との新たな関係樹立につとめた。1999年ポーランドはNATOのメンバーとなり、2004年EU加盟をはたした。

政治体制

ポーランドは民主主義国家である。複数政党が存在する二院制共和国である。政治制度は欧州諸国の法文化に共通する価値感を反映したものであり、その原則は民族の主権、国家の主権と独立、民主的法治国家、政治的プリアリズムと政党活動の自由、三権分立、法的には個人の自由と権利として表現される人間の自然権などである。

ポーランドの最高法規は1997年国民投票によって承認された憲法である。ポーランドの統治形態は立法、行政、司法の三権分立に依拠している。憲法による自由と権利は西欧の民主主義諸国での解釈、すなわち欧州人権憲章に準拠している。

二院制の国会(下院は460議席、上院は100議席)は任期4年の総選挙により召集される。下院(セイム)は大選挙区比例代表制によって選出され、上院(セナット)は小選挙区制(一部選挙区では複数選出)によって選出される。最高監査院は下院の権限下におかれる。行政は大統領と閣僚会議が分担する。1989年大統領制が導入された。直接選挙で選出される大統領は国家元首となり、5年の任期(二期まで就くことができる)をつとめる。クワシニエフスキ現大統領は2000年二期目大統領に選出された。内政、外交は政府である閣僚会議が担当する。閣僚会議を運営するのは閣僚会議の議長である首相であり、閣僚は首相の指名により大統領が任命する。

司法権を行使するのは裁判所と法廷である。1999年新たな地方自治の行政改革が実施され、国の行政単位は郡(グミナ)、管区(ポヴィアト)、16の県(ヴォイエヴォツトヴォ)へと再編成され、同時にそれぞれの行政レベルに対応する自治組織が導入された。

文化

ポーランド人の生活様式と精神構造は千年の期間を通して形成されてきた。欧州の十字路という位置と様々民族と宗教が民族文化の形成に影響を与えた。ポーランド文化はラテン世界とビザンチン世界の伝統の影響を受け、ポーランドの地に居住した諸民族間のダイアログのもとで生成した。ポーランド人は自己の文化の中に他の文化を取り入れてきており、他民族の文化の成果に大きな関心を払ってきている。19世紀と20世紀は多くのポーランド人にとって文化活動が政治と経済の活動にとって代わられた時代であった。このこともポーランド文化を物質面でも精神面でも多様

な、陰影の富むものにした要因のひとつである。

ポーランドの街々は欧州の建築様式の展示場である。ロマネスクにはじまり、ゴシック、ルネッサンス、バロック、古典主義様式と、すべての建築様式を見ることができる。ポーランドの東部国境が西欧の建築様式の影響が及んだ境界線となっている。

歴史的建造物にとってはポーランドの歴史は必ずしも好ましいものではなかった。それでも、現在も城郭、宮殿、教会などの古い記念碑的な建築物が多く残っている。そのうちのいくつかは欧州でも他では見られないものである。クラクフのヴァヴェル城のように膨大な労力をかけ修復したものの、ワルシャワの旧市街や王宮、グダンスクやヴロツワフの旧市街のように、戦後の瓦礫の中から再建したものがある。ヴィスワ川沿いのカジミエシュは中世の小都市がよく保存されている典型である。クラクフ(京都の姉妹都市)はゴシックとルネッサンス様式の街のつくりを非常に良く保存している欧州の街の代表例である。教会関連の建築、社会主義時代の独特の建物も興味深い。近年、現代建築の粋をあつめた建築物も増えている。

ポーランド・ロマン主義の伝統とそのポーランド文化への影響は詳細を極めようとするならばポーランド史の知識が不可欠である。だが、誰もが理解できるポーランド文化の真髄がある。ポーランドの民俗音楽に発し、世界の至るところで評価を勝ち得たショパンの音楽である。ワルシャワのショパン国際ピアノ・コンクールは1927年に始まり5年毎に開催されてきている。ショパン・コンクールは世界的にも最も権威あるコンクールの一つとなっている。

ポーランドにおける造形美術はインプレシオニズム、モダニズム、エクスプレシオニズム、キュービズム、コンストラクティニズム、リアリズム等々、欧州のそれぞれのトレンドに影響をうけている。歴史的絵画のポーランド派ではヤン・マテイコの絵画があり、彼の壮大な絵画はポーランド史の重要な出来事に題材をもとめたものである。

19世紀から20世紀にかけてポーランドでは印象派主義、象徴主義、そしてセセッション式への興味もたらされた。“若きポーランド”の時代はポーランドで近代的な美術が誕生した時期であり、種々の実験的な様式が導入された。この時代の象徴派としてはヤツェク・マルチェフスキ、スタニ

スワフ・ヴィスピアンスキ、ユゼフ・メホフェルなどがおり、また印象派には多くのアーティストが存在していた。

母国語による文学の発端は16世紀に遡ることができるが、ルネッサンス期の作家はラテン語を捨てポーランド語で執筆をはじめた。19世紀には、国家を失い、ロマン主義の文学が生まれた。アダム・ミツキェヴィツチやユリウシュ・スウォヴァツキ、ジグムント・クラシンスキは祖国喪失した民族の精神的指導者となり、祖国の再興を予言していた。歴史的伝統の旗手は1905年に“クオ・ヴァディス”の作品でノーベル文学賞を受賞したヘンリック・シェンキェヴィツチであった。20世紀前半には多くの偉大な文学作品がさまざまな文化との対話や前衛芸術的実験を通して誕生した。

第二次大戦後、一部の文学者は国外に居住したが、イェジ・ギェドロイチを主宰者とするパリで刊行される“文化”誌を中心に集まった。国外に居住しながら作品を執筆した人たちにはヴィトルド・ゴンブロヴィッチ、グスタフ＝ヘルリング・グルジンスキ、チェスワフ・ミウォシュ、スワヴォミル・ムロジェックなどがいた。20世紀後半の著名な詩人にはズビグニェフ・ヘルベルト、タデウシュ・ルジェヴィッチ、チェスワフ・ミウォシュ(1980年、ノーベル文学賞)、ヴィスワヴァ・シンボルスカ(1996年、ノーベル文学賞)などがある。この時代の著名な作家、劇作家にはヴィトルド・ゴンブロヴィッチ、スタニスワフ・ムロジェック、スタニスワフ・レム(SF作家)を挙げることができよう。ユダヤ系ポーランド人の戦争体験を描いたハンナ・クラルの作品や、またリシャルド・カプシュチンスキの作品は世界各地で翻訳されている。

ポーランド派の映画は世界に知られた存在である。ウジジュの映画学校はあまたの有能な監督を輩出した。同校の卒業生には世界の第一線で活躍するローマン・ポランスキ(「水の中のナイフ」、「ローズマリーのあかちゃん」、「フランティック」、「戦場のピアニスト」などの作品)や“モラルの不安”と称される作品を制作したクシシュトフ・ザヌシが存在する。アンジェイ・ワイダの作品は不利な極限状況のなかで人間性を維持するための戦い-それはポーランド人の一般的な体験であったが-を克明に分析したものだ。ワイダの作品(「灰とダイヤモンド」、「地下水道」、「鉄の男」、「約束の地」等々)は数代にわたるポーランド人のアイデンティティを描いたものだ。2000年、アンジェイ・ワイダはその芸術活動にたいしてオスカー賞を授与された。1990年代、クシシュトフ・ケシュロフ

スキの作品(「十戒」、「ふたりのベロニカ」、「トリコロール」など)は非常に評判をよんだ。

科学と教育

世界の科学でポーランド人が最も寄与した分野は天文学である。現代の学者のなかで最も著名なのは太陽系外の惑星系を発見したアレクサンデル・ヴォルシュチャンである。ヴォルシュチャンは地動説をとらえた天文学者のニコラウス・コペルニクスの伝統を引き継いでいる。

ポーランド科学の伝統は中世に遡る。1364年中欧ではプラハ大学に次いで二番目のクラクフ大学(現ヤギェウォ大学)が創立された。19世紀の科学分野でのポーランド人の貢献も特記するに値する。1833年ジグムント・ヴルブレフスキとカロル・オルシェフスキは初めて大気中から酸素と窒素を取り出した。ポロニウムとラジウムの二つの放射性元素を発見したマリア・スクウォドフスカ=キュリーは二度にわたりノーベル賞を受賞した(1903年には物理学賞、1911年には化学賞)。欧州における石油産業のパイオニアであり、石油ランプを発明(1853年)したのはイグナツィ・ウカシエヴィッチであった。考古学者の成功も忘れることはできないが、その中でもカジミエシュ・ミハウォスキはエジプトのファラスのプレスコを発見した。

1920、30年代の哲学者カジミエシュ・トゥヴァルドフスキの「ルヴフ・ワルシャワ派」の業績も燦然と輝いている。学派は著名な論理学者や哲学者を多数輩出した。多くの偉大な学者が国外で活動した。社会人類学者のブロニスワフ・マリノフスキは世界的に有名な学者であった。彼の1914年—1918年間にニューギニアとトゥリオブリアンダ島でおこなった民俗・社会学調査は世界中に喧伝された。マリノフスキは文化調査において科学的調査方法を確立した。オーストラリアを調査したパヴェウ=エドモンド・ストゥシェレツキも有名である。19世紀にロシア当局によってシベリアに流刑されたポーランドの学者たちはシベリアの地の天然資源を開発した。ベネディクト・ディボフスキはバイカル地方の植物相について著述し、アレクサンデル・チェカノフスキはシベリアの地質を探索し、ヤン・チェルスキはバイカル奥地の山脈を調査した。国外で華々しく活躍する技師や建築家も多く、その中でもエルネスト・マリノフスキは1972年—1976年の間、ペルーにて世界最高地に鉄道を建設し、またラルフ・モディエフスキは北米でベンジャミン・フランクリン橋を建設した。第二次大戦中の連合軍勝利にポーランドの学者たちも貢献している。ドイツ第三帝国が使用してい

た暗号機“エニグマ”をポーランド人たちが1939年8月に解読し、英国情報部に解読の方法を教授した。

ポーランドの教育システムは、経済体制転換による教育分野でのブームに対処するためにおおきな変革を経ている。最高学府の数は1990年に比べて3倍にも増えており、現在では約300校で150万人以上の学生が学んでいる。科学研究調査は大学や研究センターで実施されており、ポーランドの学問は遺伝子研究や生物分子の分野、更には人文学の分野でもみるべき業績をあげている。

学問と投資のポテンシャルは潜在的な投資家にとって重要な意味をもつものである。教育程度が高く、また投資先の地域に調査研究センターが存在することは新規技術の開発に有利なことである。ポーランドでは企業は競って新規技術やニュービジネスの分野(IT、E-経済やプログラム、アウトソーシングなど)に進出する。新規事業を支援する手段としては産業、技術パークなどがある。こうしたプロジェクトの一部は大学や研究センターとニュービジネス企業の産学協同のもとに誕生している。

科学技術分野はポーランドと日本とが協力できる重要な分野の一つである。政府間の合意により、現在では130件にのぼる科学技術分野でのプロジェクトが実施されている。共同プロジェクトはバイオテクノロジー、ナノテクノロジー、エコロジー、エネルギー、医学、核物理学、化学などの分野におよんでいる。

経済:中欧地域のリーダー

経済の成功は近年のポーランドの偉業のひとつである。1989年時点のポーランド経済はハイパーインフレ、膨大な対外債務、偽装失業、重工業への偏重、後進的な農業、非効率的な国家経済によって特徴付けられていた。

今日では、ポーランド経済は体制転換の成功例であると広く見なされている。体制転換の起源は1990年の副首相レシエック・バルツェロウィッチが導入した“ショック療法”であった。統制下に置かれていた公定価格を自由化し、種々の規制を緩和し民営化を開始した。その結果、市場経済が生成し、国内総生産も毎年数%の伸びを見せている。1989年には700%を記録したインフレ問題も解消し、現在では物価指数は0%台で推移している。

経済体制転換の成功は何よりもポーランド人の知的資源と企業家精神にあずかるところが大きい。これまでの体制移行により政府は国営企業の民営化を積極的に進め、多くの産業分野で効率を向上させた。1990年代初めには証券取引所が再開され、現在の取引額は中欧諸国で最大である。金融部門は商業化のプロセスを経て民営化された。国民がドルで貯蓄していた時代は終わり、自国通貨への信頼も回復した。これは効果的なデノミの実施と迅速な銀行部門の再建のたまものである。現在ポーランドの銀行部門の主要プレーヤーは外資系銀行となっている。増大する外貨準備高、通貨の自由変動制の採用、通貨の交換性の導入などにより、通貨への信頼が保証されている。

最近のポーランド経済は非常に良好なマクロ経済指標を示している。国内総生産の最近10年間の平均成長率は4.4%である。2001年、2002年と成長は鈍化したが、2003年のGDP成長率は3.8%に回復した。2004年上半期の成長率は6.5%を記録した。ちなみにユーロ圏では1.3%、EU25カ国平均では1.6%であった。経済成長の要因は輸出増、投資の拡大、鉱工業の生産増である。ここ数年ポーランドの経済成長率は4%を超える水準で推移するものと予想されている。良好な経済指標の達成により、ポーランドがEUでも成長のトップを走り、中欧地域での経済成長のリーダーになってゆく可能性が現実化している。

体制移行の開始時からインフレは低下傾向にあった。最近のインフレ率は2002年1.9%、2003年0.8%であった。ロンドンのエコノミスト誌の予測では、2004年のインフレ率は2.0%程度とされている。

2003年のポーランドの輸入は680億米ドル、輸出は536億米ドルであった。対前年度比で、輸出は31%増、輸入は23%増であった。2000年以降ポーランドの輸出は輸入に比べて早いテンポで伸びている。国際市場におけるポーランド製品の競争力が増す一方で、国内の消費市場の成長も著しい。

貿易相手国は先進諸国に集中している。2003年には、EU諸国がポーランドの全貿易に占めるシェアは、輸出で約69%、輸入で61%に達している。ポーランド最大の貿易相手はドイツであり、輸出の32.3%、輸入の24.4%を占めている。

2003年において、輸出先としての伸びが大きかったのは、スウェーデン、イタリア、フランス、ウクライナ、オランダであった。一方、輸入面では、中国、イタリア、フランス、ドイツへの輸入が伸びた。ポーランドの10大貿易相手国への輸出総額は、輸出全体の70.2%にのぼる。

2003年のポーランドの輸出地域

輸出地域	100万PLN	100万ドル	100万ユーロ	%
先進諸国	156331.4	40082.4	35574.2	74.8
(EU)	143682.4	36842.5	32700.9	68.8
中東欧諸国	40994.3	10511.4	9303.7	19.6
(CEFTA)	19915.8	5106.1	4521.4	9.5
開発途上国	11618.6	2983.1	2648.5	5.6
合計	208944.3	53576.9	47526.4	100

(データ出所:ポーランド中央統計局-GUS-)

2003年のポーランドの主要輸出国

ドイツ	-	32%	-
フランス	-	6%	-
イタリア	-	6%	-
イギリス	-	5%	-
オランダ	-	4%	-
チェコ	-	4%	-
その他	-	43%	-

(データ出所: GUS)

2004年1月-6月期の輸出は前年同時期で38.4%増の1323億ズォティ(279億ユーロ)であった。貿易相手国は先進国に集中しており、先進諸国への輸出のシェアは87.4%、うちEU諸国は82.1%であった。急速に輸出が伸びた国は、スペイン、イタリア、チェコ、イギリス、ロシアであった。

2004年1月—6月の輸出先国

輸出先	100万USドル	輸出割合(%)
ドイツ	10848.9	31.4
イタリア	2292.7	6.7
フランス	2264.9	6.6
イギリス	1789.7	5.2
オランダ	1510.7	4.4
チェコ	1478.8	4.3
スウェーデン	1350.2	3.9
ベルギー	1132.6	3.3
ロシア	1043.1	3.0

EUからの援助資金の活用により、近い将来にポーランドの経済発展がさらに加速化されることが期待されている。ポーランドはEU新規加盟国の経済発展にあてられる援助資金(構造基金と結合基金)を利用することができる。2004年—2006年の間、ポーランドはEU新規加盟国に割り当てられる援助資金の52.4%にあたる128億ユーロを利用することができる。この資金は主に交通網の整備、環境保護、新技術導入に当てられる。

ポーランドにおける外国投資

ポーランドはEU、NATO、そしてOECDのメンバーとして、信頼されるビジネスパートナーである。

この15年間に国際ビジネス界はポーランドに約730億ドルの投資をした。ポーランドは外国投資受入額で、中欧地域でトップの座を占めているのみならず、潤沢な外資の流入は、ポーランド経済が成長過程にあることを示す重要な指標ともなっている。

ポーランドへの10大投資家は次の通りである。

- France Telecom
- EBRD(欧州復興開発銀行)
- Fiat
- HVB
- Citigroup

- KBC Bank NV
- OAO Gazprom
- Vivendi Universal
- United Pan-Europe Communications NV
- UniCredito Italiano
- Metro Group AG

ポーランドへの投資の動機の中でよく耳にするのは次のものである。

- EUとあわせ東方の諸国(ロシア、ウクライナ)との関係を維持できる戦略的位置: 巨大な市場へのアクセ
- 人的資源:熟練労働力と欧州諸国では最低の労働コスト、
- 健全なマクロ経済ファンダメンタル、透明度の高い通貨政策
- 外国投資家に好意的な政策環境(投資優遇策、経済特別区)
- 魅力ある税率(法人税は19%)
- 低いインフレと安定した利子率
- 2009年頃のユーロ通貨圏への参加見込み
- 金融システムの成熟度と銀行部門の安定
- 労働市場を含む、一層の市場緩和

2003年にPAIIZが実施した外国投資家への調査によれば、ポーランドへの投資の主な理由として、近隣諸国にくらべて経済活動のコストがより低いこと(85.3%)、コストの引き下げを見込めること(80.5%)があげられている。西欧諸国と比較すると、経済活動にともなう費用の低廉さは明らかである。

同じ調査で、約90%の外国投資家は、ポーランドを選択した理由として、低い労働コストをあげている。2004年におけるポーランドの平均月額賃金は約490ユーロであった。欧州における諸都市の好感度についてのCites Monitor (Cushman & Wakefield Healey & Baker)社の調査によると、ワルシャワはEU諸国の首都の中で従業員のコストの観点からも最適な都市であるとの結果が出されており、ブダペスト、プラハ、バルセロナ、リスボンを引き離す結果となっている。

生活条件について他の欧州諸国の首都を比較した場合、ワルシャワでの生活費は圧倒的に低い。Economist Intelligence Unitによる生活水準の調査

によれば、ワルシャワでの生活費は、ベルリンの76%、ウィーンの68%、ワシントンの65%、ロンドン、オスロの59%という結果になっている。

生活費が低いことが、西欧諸国の企業がポーランドへ生産拠点を移動する理由のひとつになっている。このことはコストを下げ、価格を引き下げることから、欧州市場全体の売上増につながる。

ポーランドへの投資の有利な要因として、廉価な土地価格もあげられる。地域、用地の条件にも因るが、1平方メートル当たりの土地価格は4.5ユーロから30ユーロである。EC Harrisの分析によれば、ポーランドにおけるオフィスビルの1平方メートル当たりの建設コストは750ユーロから1150ユーロの範囲にある。一方、工場の建設コストは1平方メートル当たり150ユーロから350ユーロである。住居購入価格は地域によって異なるものの、1平方メートル平均して350ユーロの水準にある。クラクフ、ポズナン、ヴツワフ、ワルシャワなど都市のオフィスビル賃貸料金は1平方メートル当たり10ユーロから30ユーロの幅にある。

ポーランドと世界

世界の民主主義の陣営に復帰してから、ポーランドは欧州と世界の安全保障を維持する体制に関わってきている。中・東欧の新たな政治の時代が始まり、1989年“鉄のカーテン”が崩壊したことで、国際政治の場では新たなチャンスが生まれた。

グダンスク造船所での“連帯”の歴史的ストライキから19年が経過し、往時のストライキの参加者が夢にも思わなかったような出来事がおきた。1999年、ポーランドはチェコ、ハンガリーと共にNATOへの加盟を果たし、欧州・大西洋(ユーロ・アトランティック)の安全保障システムの一角を担っている。現在、ポーランドは国連、EU欧州理事会、OECD、CEFTA、世界銀行、IMF、OSCE(全欧州安保協力会議)、CBS(バルト海沿岸諸国会議)のメンバーとして国際秩序の形成に参加している。

ポーランドの平和部隊、様々の組織・団体は世界各地で、戦争、紛争、災害の罹災者に援助の手をさしのべている。国際共同体のメンバーとして完全な復帰を果たし、ポーランドは自国の外交政策に“連帯”という概念に新しい意義を見出した。ポーランド将兵は主に旧ユーゴスラヴィア諸国で

多くの平和部隊活動に参加した。2003年からはイラク再建のミッションにも参加している。

政治経済の安定した国として、ポーランドは中欧地域ならびに欧州の安定に貢献している。ドイツとの歴史的和解をとげた後、ポーランドはドイツやフランスと“ワイマール・トライアングル”体制のもとで協調している。リトアニア、ウクライナは戦術的パートナーである。ビシェグロード協定のもとでハンガリー、チェコ、スロバキアとの協力関係を深めている。

安全な世界とは国境で遮られたものではなく、地平線に広がる閉ざされない世界であることを、ポーランド人は認識している。それゆえに、EUの境界となるポーランドの東部国境が新たな欧州を分断する“鉄のカーテン”にならないことを目指している。ポーランドの地理的条件と経験を鑑み、ポーランドはEUの対東方外交政策の作成に積極的に参加する意志をもっている。EU内向けの政策形成においてポーランドが演ずる役割は重要である。

外国投資はポーランドが欧州の一員として、近代的で開放された経済を構築する要素のひとつである。投資家に有利な条件を提供することは、ポーランドが欧州の安定した存在感のある国になるための将来への投資なのである。

成長著しいポーランドへの投資の可能性をご検討願えればと存じます。

会社設立

2.1. はじめに

ポーランドでビジネスを展開するために利用可能な、主な法的組織形態には次のようなものがある。

- 有限責任会社 (Spółka z ograniczoną odpowiedzialnością - Sp. z o.o. の略称。以下同様)
- 株式会社 (Spółka akcyjna - S.A.)
- 有限株式会社 (Spółka komandytowo-akcyjna - S.K.A.)
- 合資会社 (Spółka komandytowa - Sp.k.)

日本の投資家は上記の会社形態のうち、どれかを設立するか、或いは既存のそれらの会社を買収するか、株式を取得することによって経済活動をおこなうことができる。

また、経済活動を日本企業の支店、あるいは代表事務所を通しておこなうこともできる。

2.2. 会社

資本金の準備、法的手続きなど設立のための要件を勘案した場合、有限責任会社は株式会社に比べて設立が簡便である。ポーランドで事業活動を行う日本企業の現地組織の組織形態では有限責任会社がかつてもポピュラーである。

有限責任会社について—Sp. z o.o.—

有限責任会社は単独の株主でもよい。しかしながら、単独株主の有限責任会社は新たに有限責任会社を設立することはできない。

(会社の設立)

有限責任会社の設立には次の要件が必要である:

- 設立委員会により会社定款を定める
- 取締役会役員を選定する
- 法的手続きに従い株式への支払いをおこなう(設立資本の項を参照)
- 会社の登記をおこなう(登記事務所の項を参照)

すべての会社設立委員会メンバーは、本人の法的身分を証明する証明書を公証人に提示しなければならない。会社設立委員会メンバーが、日本、EU加盟国およびその他の「外国公文書の認証を不要とする条約」(ハーグ条約)参加国出身である場合には、出身国の外務省において公印確認(アポスティューユ)され、宣誓翻訳者によりポーランド語に翻訳された、会社登記簿謄本あるいは法人設立証明書を提示する。ただし、会社設立委員会メンバーが、ハーグ条約不参加国出身である場合には、出身国にあるポーランド大使館あるいはポーランド領事館において、これら法的文書の認証を受ける必要がある。

会社の登記は当該地区裁判所(登記事務所)にておこない、次の書類を裁判所に提出する。

- 取締役会役員全員により署名された登記申請書類
- 会社の定款
- 株式支払いは法的手続きにそって定款とおりになされたという、取締役会全員に署名された声明書類
- 取締役会役員の選任リストを証明する書類
- 会社設立に際して当該行政当局より要求される当該書類、或いは許可書
- 取締役会全員の署名見本書類

会社が業務をするためにはポーランド統計局より会社登録番号(REGON)を受け、また税務署より納税者番号(NIP)を受けなければならない。

有限責任会社設立には次のような費用が発生する:

- 公証人への経費支払い
- 民事処理に関する税
- 登記手数料

公証人の経費と民事取引税総額は会社の設立資本高により増減する。

2005年3月時点で有効な法律によれば、設立資本高が最低5万ズォティの場合では次のとおりである:

- 公証人経費 - 910ズォティ(プラス22%のVAT)
- 民事処理税 - 250ズォティ

会社の登録経費は次のとおりである:

- 登記手数料 - 1000ズォティ
- 登記告示手数料 - 500ズォティ

ポーランドにおける有限責任会社設立に必要な経費総計(法律相談経費などは含まず)は2860ズォティである。

(活動範囲)

有限責任会社は一部の例外(金融、保険業務など)を除いて、あらゆる経済活動を実施するために設立することができる。ポーランドの法律によれば、ある特別な活動(例えば建築)を実施するために特別な資格が法律により要求される場合には、そのような資格を保持する者と直接、関係を持つことによって、そうした活動に従事することができることになる。

(設立資本金高の条件)

会社設立のための最低資本金高は5万ズォティである。資本金は会社登記前に全額支払わねばならない。一株の名目額面は50ズォティ以上とする。株式は現金、或いは現物出資により取得することができる。株式は名目額面にて取得することができる。すべての株式資本金は会社登記以前に支払わねばならない。

株主は一株(可分の場合)、或いはそれ以上の株式(不可分の場合)を保有することができる。会社は株式にたいする登録書類や無記名書類を発行することはできない。優先株は発行することができる。株式の譲渡や担保(或いはその一部)は公証人のサインのある認証された書面によってのみおこなうことができる。株式の譲渡は定款の規定により制限することができる。

定款により株主に会社への追加増資を課すことができる。増資額は会社の株式資本金における株主の株式保有増につながらない支払いである。追加増資は株主の株式価値に影響をあたえないかたちで、株主に返還することができる。

(準備金)

有限責任会社には準備金ファンドを設けることは要求されていない。

(経営)

有限責任会社における権限のある組織は株主総会と取締役会である。

(株主総会)

株主総会の権限は次のとおりである:

- 前年度の会計決算報告書、バランスシート、年次報告書の審査
- 利益、或いは損失の分配に関する裁量権、会社業務遂行上の損失に対するクレームにつき決定権
- 会社事業に関する拡大縮小の方向を決定、会社財産に対する権限の設定
- 不動産取得とその永続使用に対する裁量権(会社定款で定められていない場合)
- 定款の変更
- 設立資本金の増減資に対する裁量権
- 株主によってなされる追加増資の決定とその返還
- 会社資本金を二回以上にわたりその価値を増資させる義務の裁量権(定款により規定されていない場合)。

定款により会社の業務に関して株主総会に特別の権限を付与することができる。(特に取締役会がある種の業務を実施するために株主総会の同意を取り付ける必要性のある場合)

(取締役会)

定款に別段の定めがない場合、株主総会は有限責任会社の取締役会を選任する。

有限責任会社の取締役メンバーは、無任期で選任されても構わない。全ての取締役会メンバーは、法律上に定められた全ての行為を無制限に実行する能力を備えていなければならない、経済活動に関連したいかなる犯罪によっても罰せられたことが無いものでなければならない。

取締役会は、第三者に対して会社を代表する最終権限を付与されている。この最終権限が及ぶ範囲は、会社の活動に係わる全ての領域（法律が関知する範囲のみならず、法律が関知しない範囲をも含む）に渡り、たとえば、この最終権限が定款等により制限を受けていようとも、そのような制約は、法的に第三者に対する責任を免れるものとはならない。

取締役会の各メンバーは、会社業務執行上の権限を有すると同時に、その責務をも果たさなければならない。通常の仕事業務の範囲を超える案件に関しては、取締役会の決議を必要とする。

(会社業務の監査)

監査委員会、或いは会計監査委員会の設置については、有限責任会社の設立資本金が50万ズォティを超えず、株主数が25名より少ない場合にはオプションである。

有限責任会社で監査役が選任される場合、監査委員会の役員数は最低、3名以上でなければならない。定款で別段の定めがない場合には、監査委員会役員の内免は株主総会によってなされる。

監査委員会は企業のあらゆる分野での業務に関する恒常的監査をおこなうことができるが、しかしながら会社業務を営む取締役会へ拘束力のあるインストラクションをだすことはできない。監査委員会の特別な義務として、次のようなことがあげられる:取締役会の活動報告書や会社の財務結果評価、業務の現状チェックや書類の審査、会社利益・損失に関する調査、株主総会に提出する審査結果報告書の作成。会社定款は監査委員会の権限を拡大することができる。

会計監査委員会の権限は監査委員会のそれと似たものである。監査委員会が設置されていない場合、定款により会計監査委員会の権限を拡大することができる。

各株主は監査の権利を有する。その権利を行使するうえで、株主(或いは株主に委任された代理人)は常時、会社の帳簿やバランスシートをチェックすることができ、また取締役会に説明を求めることができる。監査委員会、或いは会計監査委員会が設置されている場合、会社の定款により個々の監査の代わりに株主の権利を行使することができる。

(責任)

有限会社の株主は会社の業務執行について責任を問われない。

取締役会役員は会社が損失を出した場合には、連帯して、または個別に責任を負う。但し、その役員が適時に破産宣告をしたとき、もしくは破産宣告を欠くことが本人の過失でないときは、その限りにあらず。取締役会役員は任期中に生じた会社の業務執行について責任を負う。

商業法典によれば会社設立者、取締役会役員、監査委員会役員もある種の活動にたいして民事、刑事上の法律違反に問われる。

(解散)

有限責任会社はつぎのような場合、解散される:

- 定款に定められた理由の場合
- 株主総会で解散決議をした場合、或いは国外に登記事務所が移転した場合、或いは会社設立原則が変更した場合
- 会社が破産宣告をした場合
- 法律にそった他の理由の場合

株式会社について-S.A.-

ポーランドの株式会社は一人、或いはそれ以上のメンバーによって設立することができる。

単一株主の有限責任会社は単一株主の株式会社の設立者となることはできない。しかしながら単一株主の株式会社が他の単一有限責任会社と業務提携することを法律は禁止していない。

(会社設立について)

株式会社の設立は有限責任会社設立とほぼ同様である。株式にたいして現物出資される場合には、ある一定の様式が要求される。

(設立資本金高の条件)

会社設立のための最低設立資本金高は50万ズォティである。一株の名目額面は少なくとも0,01ズォティ(1グロシュ)である。原則として、会社は、株式のための文書(株式)を発行しなければならない。

株式は平等で不可分でなければならない。現物出資による株への寄与は会社登記後1年以内にされねばならない。もし株式が現物出資を通して得られる場合、或いは現金と現物にて出資される場合には、会社登記前に少なくとも株式名目額面の25%が支払わなければならない。もしも株式が名目額面を超える価格で取得される場合には、すべての株式総額は登記される以前にすべて支払わねばならない。

株式会社の株式は、すべての法的手続きが終了した後、証券取引所に店頭することができる。

(準備金)

損失に備えての準備金ファンドは設立資本金高の三分の一までの額で、

会社年間利益の6%を資金にして創設することができる。

(経営)

株式会社の権限のある組織は株主総会、取締役会、そして監査委員会である。

すべての株主総会は公証人の認証のある記録が取られていなければならない。

(責任)

株式会社の株主は会社の業務執行について責任を問われない。

取締役会役員は有限責任会社取締役会役員と同様の理由と条件で連帯責任を負う。

商業法典によれば会社の設立者、取締役会役員、監査委員会役員もある種の活動にたいして民事、刑事上の法律違反を問われる。

(解散)

株式会社の解散は有限責任会社と同様の理由と条件で解散することができる。

(株式会社と有限責任会社との主な相違点)

	(有限責任会社)	(株式会社)
株主数・設立人数	一人、或いはそれ以上の株主。有限責任会社は別の単一株主の有限責任会社によって設立はできない。	一人、或いはそれ以上の株主。単一株主の有限責任会社は単一株主の株式会社を設立することはできない。
設立資本金最低額	5万ズォティ	50万ズォティ
一株の最低額面	50ズォティ	0,01ズォティ(1グロシュ)

分担金 (Contribution)	現金、或いは現物。設立資本金は登記前に支払われる。	現金、或いは現物。現物出資の場合には会社登記後、1年以内に全額支払われる。現金出資の場合には、会社登記に先立って25%が支払われる。現金と現物出資をミックスした場合には、登記前に25%が支払われる。
現物出資の場合の価値評価手続	価値評価レポートは必要なし。	設立者は裁判所に登録された会計士によって会社登録手続き中に特別価値評価レポートを準備する。
追加増資支払い	会社定款により株式保有数に応じて追加増資支払いを株主に義務づけることができる。	株主は追加増資支払いを義務付けられていない。
	(有限責任会社)	(株式会社)
権限のある資本	法律ではその可能性を予定していない。	会社定款において、取締役会に対して、3年以内に指定金額までの増資を行う権利を委任することができる。
監査	各株主は監査をする権利がある。設立資本金額が50万ズォティを超えず、株主数が25名以下の場合には監査委員会、或いは会計監査委員会の設置はオプションである。	株主には監査の権利はない。会社は監査委員会を設置しなくてはならない。

株式所有者の除外	個々の株所有者への重大な理由がある場合、裁判所はその他すべての株主の要求で株主除外の決定をすることができる。除外された株主が所有する株の半分の価値は設立資本へ移譲される。	法律では株所有者の除外の可能性はないが、株の強制買収(スキーズ・アウト)の可能性はある。
責任	取締役会役員は会社の努力にもかかわらず損失を出した場合には、連帯して責任を負う。但し、その役員が適時に会社の破産宣告をした場合、もしくはその宣告を欠くことが本人の過失でない場合には、その限りではない。	取締役会役員は会社の努力にもかかわらず損失を出した場合には、連帯して責任を負う。但し、その役員が適時に会社の破産宣告をした場合、もしくはその宣告を欠くことが本人の過失でない場合には、その限りではない。

2.3. 支店・代表事務所

日本人投資家は次のような形で経済活動を実施することができる。

- 支店(Branch / Oddział)
- 代表事務所(Representative Office / Przedstawicielstwo)

支店は「ポーランドにおける支店」という名称で日本人投資家が裁判所に登記することができる。支店は日本人投資家が定めた分野内で活動をおこなうことができ、支店の責任者を選任する。支店はポーランドにおける独自の口座を開設しなければならない。経済大臣は法律で別途に定められたある一定状況のなかでは、支店の経済活動を禁止することができる。

代表事務所は日本人投資家が定めた分野内で宣伝営業活動をおこなうことができるが、この形態の事務所ではその他の経済活動を実施することはできない。その種の事務所は当該省大臣が定めた方法で登記することができるが、ある一定状況のなかでは、登記を拒否することができる。

支店や代表事務所の設置は行政当局からの認可を必要としないが、両者の登記は義務としてなされなければならない。

2.4. 企業の登記

ポーランドの法律によれば、会社は当該地方裁判所の登記部に登記しなければならない。

企業の登記は公共の閲覧にふされる。登記内容はつぎのような項目である:

- 会社の名称・法的書類、会社登録番号(REGON)、会社の経済活動の場所、登記事務所の住所
- 共同経営者、資本金の10%を越える株式を保有する有限責任会社株主、株式会社の単一株主
- 会社の株主構成、
- 取締役会役員、監査委員会役員の個人データ
- 経済活動分野

登記には社会保険料や税金未納・未払いの情報が含まれる。共同経営者はその登記後に会社の業務を開始することができる。この規定は登記前にその経済活動を始めることが出来る会社には適用されない。会社の登記手続は、最低1名の取締役会メンバーによって行われることと定められている。

会社登記に含まれるあらゆるデータの変更は登記事務所に通知しなければならない。またその登記簿に変更がなされなければならない。登記容変更の手続には所定の公的申請書を使用する。当該登記裁判所は登記及び登記内容変更手続の申請後、14日以内に決定を出さなければならないが、特別なケースではその決定期日を延長することができる。

労働許可証とビザ

3.1 労働許可証

EU以外の国籍を有する外国人は、ポーランドの労働許可証及び滞在許可証を取得するために、以下の手続きが必要となる:

(1) 当該業務の遂行に外国人が必要な点の確認

- 労働当局からの意見書を取得する (通常2週間)
- 現地の新聞やインターネットを通じてを2週間欠員を公募する
- 上記二種類の手続きは、当該外国人の業務を遂行できるポーランド人がいない点を確認することを目的としている。

(2) 仮労働許可証の取得

仮労働許可証の取得に要する期間は、書類の提出から約30日後。

(3) 就労ビザもしくは滞在許可証の取得

仮労働許可証の取得後、上記書類のどちらかの取得を行う。居住国のポーランド大使館 (領事館) で取得できる。尚、ビザの有効期間は最大で1年間である。

(4) 正規労働許可証の取得

上記の書類をもとに正規労働許可証 (有効期間は最大1年間) を取得する。取得に要する期間は、書類の提出から約30日後。

外国籍駐在員や出向者の就労を遅延なく開始するために、労働許可証の取得手続きは、ポーランドの正式入国日のおよそ2か月前から開始する必要がある。

ポーランドの入国管理法は、ポーランドで外国人が就労するには、就労前に必ず正規労働許可証の取得が必要であると規定している。

3.2 滞在許可証 (IDカード)

取得した就労ビザの有効期間以上にポーランドに滞在予定の外国人は、滞在許可証の申請が要請される。

滞在許可証は、居住地の所轄当局に就労ビザの期限が切れる45日前までに申請が必要。

滞在許可証は、申請から約2か月後に発行される（滞在許可証の有効期間は2年未満）。

3.3 その他

他のEU諸国において労働許可証及び滞在許可証を取得している外国人はポーランドでの労働許可証の取得が免除される。

ポーランド人と婚姻関係にある外国人は、ポーランドにおいて労働許可証を取得する必要はない。同様の規定は、ポーランド人との婚姻関係に基づき発行された滞在許可証を持つ外国人に対しても適用される。

なお、滞在許可証については、上記のような労働許可証に適用される取得免除規定は存在しない。

投資助成制度

投資家が利用可能な投資インセンティブ（新規投資、あるいは、新規投資に伴う雇用創出が対象）は、企業向け国家支援に関する規制に則って供与される。さまざまな形態、すなわち税額免除、助成金の享受、あるいは、これらの抱き合わせによる供与も可能であるが、いずれの方法にせよ、EU地域助成規則の上限枠を超えないことが求められる。EU地域助成の上限額は、新規投資促進助成の場合には投資額に対し、新規雇用促進助成の場合には新規雇用労働者の2年分の給与総額に対し、一定率を乗じたものと規定されている。もちろん、EU地域助成上限額を超えない範囲においては、新規投資促進助成および新規雇用促進助成を組み合わせることも可能である。この場合、助成金の上限額は、投資額あるいは新規雇用労働者の2年分の給与総額のうち、いずれか額が大きい方をベースに、下記の地域助成上限係数を掛け合わせて算定される。

ポーランドにおける各地域の助成金上限係数：

地域	上限係数
<ul style="list-style-type: none"> ・ワルシャワ市 ・マゾヴィエツキェ県（2011年1月1日から2013年12月31日まで） 	' \$i
<ul style="list-style-type: none"> ・ポモルスキェ県、ザホドニョポモルスキェ県、ドルノシロンスキェ県、ヴィエルコポルスキェ県、シロンスキェ県 ・マゾヴィエツキェ県（2007年1月1日から2010年12月31日まで） 	(\$i
<ul style="list-style-type: none"> ルベルスキェ県、ポドカルパツキェ県、ヴァルミンスコ・マズルスキェ県、ポドラスキェ県、シフィエントクシスキェ県、オポルスキェ県、マウォポルスキェ県、ルプスキェ県、ウツキェ県、クヤフスコ・ポモルスキェ県) \$i

さらに、零細企業および小企業の場合には、上記係数がそれぞれ20%ポイント、中企業の場合には、10%ポイント引き上げられる。



「大型投資プロジェクト」（5000万ユーロ相当以上の投資）の場合には、助成金上限が引き下げられ、助成金の上限額は以下の算定式に従って決められる。

大型投資プロジェクト適用助成金上限額 = $R \times (5000 \text{万ユーロ} + 0.50B + 0.34C)$

- ・ Rには、各地域の助成金上限係数を代入
- ・ Bには、投資額全体のうち、5000万ユーロから1億ユーロまでに該当する部分を代入
- ・ Cには、投資額全体のうち、1億ユーロを越える部分に該当する金額を代入

地域助成金を受けるに当たっては、以下の諸条件を満たした投資を行うことが必要：

- ・ 助成の対象となった事業を、少なくとも5年間継続すること（中小企業の場合には3年間）
- ・ 新規雇用促進助成を受ける場合には、事業開始から少なくとも5年間新規雇用を維持すること（中小企業の場合には3年間）

1億ユーロ相当以上の投資案件について上記ルールに従って算定される場合に受け取れるであろう助成金の上限額の75%以上を享受する全ての大型投資プロジェクト案件については、欧州委員会への通告が必要となる。該当の国家支援は、欧州委員会が支援を承認するまでは、実行されてはならない。

欧州委員会へ通告された個別投資プロジェクトが、以下のa)か b)のいずれ

れかの条件に合致している場合には、国家支援が投資案件に対して助成効果をもたらすものなのか、また、国家支援を実施した場合の利益が、国家支援の結果引き起こされる競争の阻害およびEU加盟国間の貿易への阻害効果を上回るものであるのかという点について、欧州連合条約第82条第2項に定められた手続きに従って、詳細な審査が加えられた後にのみ、欧州委員会は、該当の投資プロジェクトへの国家支援を認証することになる。

a) 国家支援の享受者が、投資実現前の段階で、該当の市場における製品販売シェアを25%以上有している場合か、投資実現後の段階で、該当の市場における製品販売シェアが25%以上に達する場合

b) 投資実現後の生産能力が、公表データから、当該製品市場規模の5%を超えることが明確である場合。ただし、当該製品の年間消費上昇率が、過去5年間にわたって、EEA（欧州経済領域：EU27カ国＋アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）の平均GDP成長率よりも高いことが明らかかな場合には、審査の適用対象外となる。

地域助成					
No.	助成制度	供与条件	最大助成額	管轄官庁	取得に要する手続き
1.	<p>経済特区における利益を課税標準として算定した法人税を免除する制度</p> <p>投資家が選定した用地が既存の経済特区ではないにも関わらず、経済特区に組み入れられるケース（サブゾーン認定）</p>	最低10万ユーロの投資を行っていること	助成額には、以下の上限が設定されている：	<p>経済特区運営委員会</p> <p>経済省</p>	<p>経済特区における操業許可は、土地の入札、あるいは、経済特区運営委員会からの公式招待を経て、発行される。</p> <p>経済特区への組み入れについては、既存の閣議決定の修正という形を採るが、その修正原案は、経済省が起草し、閣議へと提出する。</p>

2.	<p>固定資産税減免措置 -特定の期間について、固定資産税の全額あるいは一部が免除される。</p>	<p>各市町村の条例により、細則が定められている。</p>	<p>各市町村の条例により、細則が定められている。</p>	<p>市町村議会 (Rada Gminy)</p>	<p>減免措置が受けられるのは、固定資産税の減免措置策を打ち出している市町村のみ。市町村ごとに定められている条件を満たせば、取得が可能だが、市町村に対して、申請書を提出する必要がある。</p>
----	---	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------	--

雇用促進助成						
No.	助成制度	各制度の概要	最大助成額	最終的な享受者	雇用者側による義務	国家支援に含まれるか
1.	諸設備投資費用の補填制度	設備投資の補填所轄郡庁と雇用者との間で契約が必要。	金額は契約によって決定されるが、1万2,323ズォティ、即ち、平均賃金の5倍を超えない範囲とされている。	雇用者	正社員雇用契約を最低3年間結ぶこと（中小企業の場合は2年間）	含まれる
2.	賃金補填制度	労働市場において「特別な状況にある」失業者についてのみ申請できる。補填対象となるのは、賃金、ボーナス、社会保障費負担の一部。補填の最長期間	毎月の助成額は契約によって決定されるが、以下の金額を上限とする： 正社員従業員1名あたり628.82ズォティ（失業手当+補填賃	2ヶ月に一度、補填が行われる場合は、正社員従業員1名当たり約	雇用者労働局から派遣された、労働市場において「特別な状況にある」失業者を正社員あるい	含まれない

		<p>は、6ヶ月（毎月の場合）あるいは12ヶ月間（2ヶ月に一度の場合）。ただし、失業者のカテゴリーによっては、12ヶ月間あるいは18ヶ月間の補填が受けられる。</p> <p>雇用継続時における財政補填費の上乗せ措置</p>	<p>金にかかる社会保障費負担）。</p> <p>臨時雇用従業員1名当たり530.47ズォティ（法定最低賃金の50%+補填賃金にかかる社会保障費負担）</p>	<p>即ち、雇用継続時には、平均賃金の1.5倍が財政から支払われること。</p> <p>1,060.94ズォティ（法定最低賃金+補填賃金にかかる社会保障費負担）</p> <p>上記+事前に契約した金額について、補填賃金を上乗せ（ただし、3,696.99ズォティを</p>	<p>は臨時雇用待遇で雇用すること</p> <p>少なくとも6ヶ月間にわたって補填賃金を受けた直後から、さらに少なくとも6ヶ月間にわたってフルタイムでの雇用を継続すること。</p>	
--	--	---	---	---	--	--

				超えてはならない)。		
3.	職能実習に対する補助制度	<p>職能実習とは、失業者が雇用者と雇用契約を結ぶことなく、就労の場において特定の任務についての訓練を受けることにより、就労に有利になる何らかの具体的なスキルを身に付けることを指す。</p> <p>25歳以下（特定の場合には27歳以下）の失業者のみ申請できる。</p> <p>補填期間は最長で12ヶ月間</p>	<p>失業者は、管轄郡庁より521.90ズォティの奨励金を受け取る。これは、失業手当と同額である。</p>	<p>失業者本人雇用者には、職能実習あるいは職能訓練に伴う費用負担はない。</p>	<p>当該失業者に対して、コーチを指名すること。契約で定められた職能実習あるいは職能訓練を実施すること</p> <p>当該失業者が獲得した資格および職能上のスキル、当該失業者が行った業務についての情報を含む意見書を作成すること。</p>	含まれない

4.	就労の場における職能訓練	就労の場における職能訓練と	就労の場における職能訓練とは、特定のポストにおける実務的な業務の遂行を通じて、新しい資格あるいは職能上のスキルを獲得することを指す。労働市場において「特別な状況にある」失業者のみ申請できる。補填期間は最長で6ヶ月間。			
5.	社会保障費負担の補助制度	一回限りの補助金 所轄郡庁と雇用者との間で契約が必要	金額は契約によって決定されるが、2,808.00ズォティ（法定最低賃金の3倍）を超えることはない。	雇用者	労働局から派遣された失業者を、最低12ヶ月間にわたり、フルタイム待遇で雇用し、なおかつ、上記期間経過後も雇用を継続すること	含まれる

6.	雇用者側のニーズに応じた失業者向け職能訓練に対する補助制度	所轄郡庁による失業者対象の研修の主催、資金援助	職能訓練費用の全額あるいはその一部が補助される。	職能訓練施設。雇用者には、職能訓練に伴う費用負担はなし	-	含まれない
7.	通勤費の補助制度	労働局から派遣された失業者に関する交通費の補助制度 補助期間は最長で12ヶ月間- 対象者の賃金が1,872.00 ズォティ（法定最低賃金の2倍）を超えないことが条件 雇用、就労の場合における職能訓練、職能実習のいずれのケースでも申請可能		就労の場合において職能訓練あるいは職能実習を受けている被雇用者および失業者	労働局から派遣を受けた失業者を雇用すること、あるいは、職業訓練・職能実習を付与すること	含まれない

8.	住宅手当の補助制度	労働局から派遣された失業者に対する住宅手当の補助措置 補助期間は、最長で12ヶ月間 対象者の賃金が1,872.00 ズォテイ （法定最低賃金の2倍）を超えないことが条件 職場と自宅との間の往復通勤時間が3時間を越えることが条件 雇用、就労の場における職能訓練、職能実習のいずれのケースでも申請可能				
9.	労働者紹介サービス	雇用に当たっての無料でのアドバイスおよびその支援		雇用者および失業者		含まれない

1. 労働市場において「特別な状況にある失業者」とは、(a) 25歳以下の失業者、(b) 長期失業者及び50歳以上の失業者、(c) 職能資格を有さない失業者、(d) 7歳未満の子供を扶養している片親の失業者、(e) 身体障害者である失業者を指す。

2. 補填額は、職業別に定められた傷病保険額により変動する。

税務

ポーランドにおける税制

ポーランドにおける主な税金は以下のとおり。

法人税 (CIT)

個人所得税 (PIT)

付加価値税 (VAT)

物品税 (excise duty)

民法取引税または印紙税 (TCLT または stamp duty)

政府は課税や税率ルールや納税者の責任について定めた税法によりポーランドにおけるすべての税金を課しているが、財務省 (Ministry of Finance) が法律により規定を定める場合もある。

すべての法案はDziennik Ustaw (Dz.U.) やMonitor Polski (M.P.) といった公式刊行物において公表される。

税務を管理・管轄する行政府は以下の機関により構成されている。

財務省 (Ministry of Finance)

国家予算政策を管轄し、すべての税制を統括する最高機関

Tax Chamber

税務署 (Tax Office) を監督し 税務署 (tax office) の行政上の意思決定等について検討する権限を有する機関

税務署 (Tax Office)

管轄地の税金徴収を管理・監督し、納税に関する行政上の意思決定を行う権限を有する機関

法人税

<内国法人・外国法人>

原則として、ポーランドに本店所在地または取締役会等の意思決定機関を有する場合は内国法人とみなされ、全世界所得に対して課税がされる。一方、ポーランドに本店所在地または取締役会等の意思決定機関を有さない場合は外国法人とみなされ、租税条約で別段の定めがない限り、ポーランド源泉所得に対してのみ課税がされる。

<課税所得の計算>

税年度において

<事業年度>

事業年度は、原則12月31日を終了日とする暦年である。ただし、暦年以外の連続する12ヶ月を1事業年度として選択することも可能である。この際、必ずしも親会社の事業年度と一致している必要はない。従って、決算作業に余裕をもたせるため、親会社の事業年度よりも数ヶ月早めることも可能。

なお、新会社設立年度については、12ヶ月よりも短くなる。事業年度が暦年で、7月1日以降に新規設立した場合、次年度を含めて設立初年度の事業年度とすることができる（最高18ヶ月）。また、事業年度を変更した際には、最高23ヶ月まで延長可能。なお、事業年度を変更する場合は事業年度終了後30日以内に税務署に届出が必要である。

税務上の税年度と会計上の事業年度は異なることはない。

<納付制度>

自己申告納税制度（納税者が法人税額を算定し、自己申告する制度）を採用している。

毎月、翌月の20日までに月次で予定納税の義務があるが、月次での法人税申告書の提出は2007年1月1日より不要となった。ただし、予定納税のための法人税計算を行わなければならないため、実務上の負担はあまり軽減されていない。

事業年度末の確定申告は事業年度終了後3ヶ月以内に税務署に提出する義務がある。

なお、会社は前々事業年度（または前々事業年度において法人税の支払いがない場合は3期前の事業年度）の確定法人税額の1/12を毎月納税する定額納付も採用することもできる。

会社は毎事業年度、月次実績に基づく予定納税または過去の実績に基づく定額納付いずれかを選択することができる。なお、定額納付を選択する場合は事業年度が暦年のケースだと翌事業年度の2月20日（1月の納付期限）までに税務署に届出をする必要がある。

<法人税率>

2004年1月1日以降、19%のフラットレートが適用されている。

<税務上の減価償却>

原則として、税務上の耐用年数に基づき、定額法が採用されている。

特定の新品の設備関連固定資産について取得初年度に取得価額の30%を一括償却処理できる制度は2007年1月1日から廃止されている。

一方で2007年1月1日より一定の要件を満たす場合、固定資産合計でEUR50,000を上限として一括償却処理を適用できる制度が新たに導入されている。

なお、従来どおりPLN3,500以下の固定資産については使用に供した時点で一括償却処理が可能である。

固定資産の主な償却率は以下のとおりである。

固定資産	償却率
建物	2.5%－10%
機械・工場設備	7%－20%
事務用備品	14%
コンピューター	30%
車両（自動車）	20%
無形固定資産	24ヶ月－60ヶ月

<繰越欠損金>

税務上の繰越欠損金は、発生年度から最長5事業年度まで繰越可能。特定の1事業年度においては各事業年度に発生した繰越欠損金の50%の合計を限度として控除が可能。

なお、合併される法人の繰越欠損金、新会社に吸収合併される法人の繰越欠損金等は繰越ができない。

<過少資本税制>

特定のグループ会社からの借入金額が、自己資本額の3倍を超える場合、超過借入金に対応する支払利息は損金算入することができない。

特定のグループ会社とは（1）25%以上の議決権を有する株主、

(2)25%以上の議決権を複数で有する株主もしくは(3)貸出会社と借入会社ともに25%以上の議決権を保有する会社がある場合の当該貸出会社をいう。

なお、借入金額には通常の融資、社債及び与信行為等が含まれる。

<移転価格税制>

ポーランドにおける移転価格のルールはOECDガイドラインに基づくものであり、このルールは親子会社間・関連会社間の取引とは独立企業間価格（いわゆる市場価格）で行う必要があるというコンセプトをベースにしている（アームズレングスルール）。

ポーランドの法人税法（CIT Act）のArticle 9aに移転価格の規定があり、一定の条件を満たすグループ会社間取引については、移転価格の決定根拠についての文書化が義務付けられている。

なお、税務当局からの要求に応じて、その要求から7日以内に移転価格の決定根拠の文書を提出する義務があり、それに違反すると経済的ペナルティがある。また、グループ会社間取引が独立企業間価格で行われない場合、税務当局は課税所得を調整する権利を有し、追加所得とみなされた金額については法人税率50%（通常19%）が適用される。

2006年1月1日より日本、アメリカ、イギリス等主要国で導入されている事前確認制度（Advance Pricing Agreement APAという）もポーランドにおいて適用可能となり、APA取得により将来年度（APA対象期間）における移転価格リスクの排除が可能となっている。

ポーランドにおけるAPAは以下のとおり3種類ある。

1)ユニラテラル(Unilateral)ーポーランド企業と財務省の間で合意するAPA。

原則として申請後6ヶ月以内に審査が完了する。

2)バイラテラル(Bilateral)ー取引当事者の管轄税務当局の承認後ポーランド企業と財務省の間で合意するAPA。原則として申請後1年以内審査が完了する。

3)マルチラテラル (Multilateral)ー2カ国以上の取引当事者と一度に合意するAPA。このAPAに当っては取引当事者のそれぞれの管轄税務当局の承認を得る必要がある。原則として申請後18ヶ月以内で審査が完了する。

当初締結するAPAの有効期間は3年を超える事ができないが、納税者からのリクエストによりさらに3年以内の延長が可能。

源泉税

通常、所得を得た企業が納税義務を負うが、一定の条件のもとに（特に海外に支払われる場合に）支払者が納税義務を負う税金があり、これを源泉税と呼ぶ。

ポーランド国内法上、原則として以下の項目に関しそれぞれの税率に基づいて、支払法人が源泉税を徴収しなければならない。

配当源泉税率	19%
利息源泉税率	20%
使用料源泉税率	20%
サービス（無形）源泉税率	20%

配当には、利益配当のみならず資本の償還、清算手続き等による配当も含まれる。

ポーランド法人からポーランドを含むEU及びEEA（European Economic Area）域内の法人に対して配当の際、ポーランド法人の少なくとも15%以上のシェアを2年以上継続して所有している場合（配当時に2年以上経過している必要はない）、配当源泉税は免税となる。なお、シェアについての規制2009年1月1日以降10%以上と引き下げが決まっている。

利息、使用料については、ポーランド法人とポーランド以外のEU域内の法人とポーランド法人と一定の関係にある場合（少なくとも25%以上のシェアを2年以上継続して所有または被所有している等）（利息等の支払時に2年以上経過している必要はない）、2013年7月1日以降、源泉税は免税となる。なお、その源泉税率については、現在10%、2009年7月1日からは5%と段階的な引き下げも決まっている。

なお、上記の遞減税率等を適用するためには、ポーランド法人は配当先（支払先）の法人のCertificate of residence（居住者証明）を必ず入手する必要がある。

サービス（無形）には、コンサルティング、会計や法務サービス、マーケティング保証サービス等様々なサービスが含まれる。

実務上、租税条約（租税条約については後述）参照が締結されている国の間でのサービス（無形）の支払いは事業所得とみなされるため、支払法人の国で源泉徴収義務は生じない。

2006年1月1日より国際取引（international transaction）については事業年度終了後3ヶ月以内に国際取引についての情報を定められた形式で税務署に報告する義務がある。

2007年1月1日より源泉税納付について、事業年度終了後1ヶ月以内に年1回の確定申告書提出・納付となり実務的に簡便となった。ただし、源泉税に関しては確定申告書以外の情報提出義務もあるので実務上注意が必要である。

租税条約

ポーランドは日本及び主要国を含む多くの国と租税条約を締結している。

	配当	利息	使用料
日本	10%	0% or 10%	0% or 10%
アメリカ	5% or 15%	0%	10%
イギリス	5% or 15%	0%	10%
ドイツ	5% or 15%	0% or 5%	5%
オランダ	5% or 15%	0% or 5%	5%
ベルギー	5% or 15%	0% or 5%	5%
フランス	5% or 15%	0%	0% or 10%

低い方の税率は支払対価の内容、所有割合及び議決権割合等の要件により適用できるか否か判断する必要がある。

租税条約を適用するためには、ポーランド法人は配当先（支払先）の法人のCertificate of residence（居住者証明）を必ず入手する必要がある。

バインディング・ルーリング（事前確認制度）

バインディング・ルーリング（事前確認制度）とは特定の取引や処理において実務上税法の解釈・取扱いが難しい場合、税務署または財務省に解釈・取扱いについて書面にて事前に確認を行う制度である。なお、2007年

7月1日以降バインディング・ルーリングの提出先・管轄は全て財務省となる。一度得られたルーリングは例え、そのルーリングに誤りがあった場合でも、ルーリング該当箇所の法改正が行われないう限り、そのルーリングに従った処理を行ってれば、税務当局に対して有効であり更正リスクはない。

2007年7月1日以降は原則として全ての必要書類提出後3ヶ月以内にバインディング・ルーリング申請結果が財務省から得られる。

個人所得税

<税務上の居住者の判定>

2007年1月1日より施行された新しい個人所得税法により、個人所得税法上ポーランドの税務上の居住者の判定ルールが明確にされた。この定義によると、個人がポーランドに「centre of personal interest (個人的な関係・つながりの中心)」もしくは「centre of economic interest (経済的な関係・つながりの中心)」を有する場合、または、個人が暦年で183日以上ポーランドに滞在する場合、その個人の居住地 (place of residence) はポーランドになり、税務上の居住者として取り扱われる。

ポーランドの個人所得税法においては、税務上の居住者として取り扱われる場合、個人は全世界所得での申告・納付義務がある。また税務上の非居住者として取り扱われる場合、個人はポーランド源泉所得のみを申告・納付義務がある。

ポーランド源泉所得とは給与・報酬の支払地に関係なく、ポーランド内において遂行した業務や事業活動から生じる所得及びポーランド内から不動産から生じる所得等である。

また、全世界所得とは性質あるいは源泉に関係なく、個人が稼得したすべての所得をいう。従って、給与所得に限らず、配当、利子、不動産譲渡所得等も含まれる。現物で受け取ったものはその金銭的価値 (一般に市場価値) が所得とみなされる。

<個人所得税率および税額控除>

2007年度のポーランドの個人所得税率表

課税所得（年間） PLN	所得税
0～43,405	課税所得の19%からPLN 572.54を控除
43,405～85,528	PLN 7,674.41 + PLN 43,405を超える課税所得の30%
85,528～	PLN 20,311.31 + PLN 85,528を超える課税所得の40%

2008年度のポーランドの個人所得税率表

課税所得（年間） PLN	所得税
0～44,490	課税所得の19%からPLN 586.85を控除
44,490～85,528	PLN 7,866.25 + PLN 44,490を超える課税所得の30%
85,528～	PLN 20,311.31 + PLN 85,528を超える課税所得の40%

2009年度のポーランドの個人所得税率表

課税所得（年間） PLN	所得税
0～85,528	課税所得の18%からPLN 556.02を控除
85,528～	PLN 14,839.02 + PLN 85,528を超える課税所得の32%

<課税年度>

課税年度は暦年である。

<税務申告及び納付>

雇用者は毎月被雇用者の給与について、毎月源泉徴収を行い、翌月の20日までに納付する義務がある。また、課税年度終了後4ヶ月以内に年次確定申告の提出義務・確定申告額と源泉徴収額を比較して不足がある場合は納付義務がある。

一定の要件を満たす場合、ジョイントタックスゼーション（夫婦合算申告）の適用も可能。

<現物給付の取扱い>

法人が個人に対して無償で物品ないし権利、あるいはサービスを供与する、いわゆる現物給付（benefit in kind）の場合、その金銭的価値（一般的に市場価格）は当該個人の課税所得に含まれる。

社会保険料

<保険対象者>

原則として、ポーランド法人またはポーランド支店と雇用契約を締結している者は、ポーランドの社会保険料の支払が義務となる。但し、一定の要件を満たすEU居住者や一定の派遣スキームを用いる非EU国からの駐在員はポーランドの社会保険の対象とならない場合もある。

<負担率（グロス給与に対する）>

	上限	雇用者 (%)	被雇用者 (%)
年金保険	PLN 73,650	9.76	9.76
障害保険		6.50	6.50
疾病保険	上限なし	—	2.45
傷害保険		1.80	—
失業保険	—	2.45	—
従業員福利保険		0.10	—
計	—	20.74	18.71

年金保険及び傷害保険については、年間のグロス給与がPLN 73,650を超えた場合は超過分には保険負担は生じない。

2001年9月27日以降、ポーランド法人との雇用契約及び人的役務契約（personal services contract）のもと、ポーランドで働く外国人は健康保険料の負担を義務付けられている。健康保険料の負担率は8.75%であり、グロス給与から社会保険負担額を控除した金額がベースとなる。当該負担割合（8.50%）のうち7.75%を上限として毎月の個人所得税額から控除される。

付加価値税

<一般事項>

VATは日本の消費税と同様の制度である。関税と同様に、2005年5月1日のEU加盟から、ポーランドにおいてもEUのVAT制度が導入されている。

EUにはVATに関し数々の指令（Directive）があり、EU加盟国はそれらの指令に規定されている概要に基づいて自国の法律を制定している。そのため、任意に選択可能なものについては、各国で異なる規定が存在することがある。

一般に、EUのVAT率は高いため、法人にとっては資金繰りの面から重要な税目である。

<対象取引形態>

EUのVATを考える上では、基本的に下記の取引を区別する必要がある：

- EU加盟国における国内取引
- EU加盟国間取引（Intra-community acquisition 及び supply）
- EU域外との取引（輸出入）

<EU加盟国における国内取引>

国内取引におけるVAT制度は日本のものと同様と考えてよい。

<EU加盟国間取引>

EU加盟国間の取引には様々なスキームが存在する。以下に、具体例で紹介する：

1. 他のEU加盟国からの仕入れ（Intra-community acquisition）

（例）ポーランド法人がドイツ法人から財貨を仕入れる場合、以下のよう処理される：

- ドイツの売手側法人は、VATを課さずに請求書を発行する。
- ポーランドの買手側法人は、リバースチャージと呼ばれる方法に従い、同一の申告書内で自国（ポーランド）のインプット（自社が買手）及びアウトプット（自社がドイツの売手法人に代わって仮の売手となる）VATを申告する。そのため、両者が相殺され、資金の動きは発生しない。
- ただし、このように処理をするためには、ドイツの売手側法人が発行する請求書に、ポーランドの買手側法人のEU・VAT番号を記載しなければならない。さらに、輸送に関する文書等、財貨がドイツ国外に搬

送されたことを証明する文書を準備しておく必要がある。

2. 他のEU加盟国への供給 (Intra-community supply)

(例) ポーランド法人がドイツ法人に財貨を供給する場合、以下のように処理される：

各国の法人の立場が逆となり、前項と逆の処理を各法人が行う。

3. 自己資産の他のEU加盟国への移動

EU域内において、自己資産の他のEU加盟国への移動は、VATの対象取引となる。この場合、同一法人が移動元国及び仕向先国において、前項と同様の処理を行う。この際、仕向先国でVATの申告する義務があり、そのためには仕向先国におけるEUのVAT番号を取得する必要がある。

4. 自己資産の他のEU加盟国への移動におけるコールオフ・ストック

他のEU加盟国に存在する顧客に財貨を販売する場合、搬送時点で販売せず、一旦倉庫に保管し、顧客が使用（コールオフ）した分のみについて請求する場合がある。このような場合、手続きの簡略化のため、顧客の存在する国でのEU・VAT番号の取得及び申告が免除される。

ただし、これは単一の顧客に販売する場合のみで、同一の倉庫から複数の顧客に販売する場合は適用できない。また、相手国においても同様の規定が存在する場合にのみ適用できる。しかし、後者の条件が満たされた上で、各顧客に対し別々の倉庫を有する場合は適用可能。

なお、この制度はポーランドでは導入されていない。

5. EU域内における三角取引 (Triangulation)

(例) ポーランドで生産した製品をイギリスにある顧客に販売する場合、ドイツにあるグループ販売会社を仲介させるような取引を三角取引と呼ぶ。同様の取引として、イギリスにある顧客がドイツ法人にある製品を注文し、ドイツ法人がポーランド法人から仕入れるようなケースも考えられる。

いずれの場合も、財貨はポーランドからイギリスに直接搬送されるが、商流としてはポーランド法人が一旦ドイツ法人に請求し、さらにドイツの仲介法人がイギリスの最終顧客に請求する。

この場合、各法人は以下の処理を行う：

- ・ ポーランド法人はVATを課さずに請求書を発行する。この際、ドイツの仲介会社のEU・VAT番号を請求書に記載する。
- ・ ドイツの仲介法人は、ポーランド法人から受け取った請求書に関してVATの処理は行わない。また、イギリスの顧客に対する請求書にもVATは付加しない。従って、資金の動きは発生しない。
- ・ イギリスの顧客は、リバースチャージと呼ばれる方法に従い、同一の申告書内で自国（イギリス）のインプット（自社が買手）及びアウトプット（自社がドイツの売手法人に代わって仮の売手となる）VATを申告する。そのため、両者が相殺され、資金の動きは発生しない。

6. 三角取引において仲介法人がEU域外にある場合

三角取引において仲介法人がEU域外（例えば、日本）にある場合、EU域外の仲介法人は元の売手が存在する国、あるいは最終顧客が存在する国においてEU・VAT番号を取得し、VATの申告をする必要がある。

前項の例を基に、仮にポーランドでEU・VAT番号を取得した場合、仲介法人の仕入れはポーランド国内取引と見なされ、元の売手側法人はポーランドのVAT（22%）を付加して請求書を発行する。そのため、資金の動きが発生し、仲介法人は一旦VATを払い込み、その後還付請求することになる。

その後の仲介法人によるイギリスの顧客への販売は、EU加盟国間取引の処理に準ずる。

一方、仮にイギリスでEU・VAT番号を取得した場合、仲介法人の販売はイギリスの国内取引と見なされ、仲介法人の発行する請求書にはイギリスのVAT（17.5%）を付加しなければならない。そのため、資金の動きが発生し、最終顧客は一旦VATを払い込み、その後還付請求（あるいは自社のアウトプットVATと相殺）することになる。

この場合、仲介法人による元の売手法人からの仕入れはEU加盟国間取引の処理に準ずる。

<EU域外との取引（輸出入）>

EU域外への輸出の際、VATは課さない。

一方、EU域外からの輸入の際は、国によってVATの支払いが発生する場合とそうでない場合がある。ポーランドにおいては、VATの支払いが発生するため支払いが発生しない国と比較するとキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす。

<サービスに関わるVAT>

サービスにVATが課されるか否か、課される場合はどの国のVATが課されるかは、当該サービスの種類によって異なるためその取扱いには注意が必要。例えば、サービスの提供側と購入側が異なるEU加盟国に存在するからといって、財貨の売買のケースのようにVATの支払いが発生しないとは限らない。

<EU・VAT番号>

EU加盟国の法人は、各国内の通常の納税者番号を有する。その上で、他のEU加盟国の法人と取引をする場合、別途自国内でEUのVAT番号を取得する必要がある。

一般的に、EUのVAT番号は本来有している自国の納税者番号にEU加盟国を示す省略文字（例えばポーランドの場合はPL）が付加されることが多い。ただし、取引形態によっては、他のEU加盟国のEU・VAT番号を取得することも必要となる。従って、ひとつの法人が複数のEU加盟国においてEUのVAT番号を有している場合がある。

<納付制度>

自己申告納税制度。

原則として、毎月（少額納税者の場合は四半期毎に）申告および納税を行う必要がある。また、申告期間は翌月の25日（四半期毎の場合は四半期終了後の翌月25日）まで。

<課税ベース>

付加価値税の課税ベースは原則として、財貨およびサービスの税抜取引価額である。輸入の場合の課税ベースは、取引価額に、関税、通関手数料

料、その他諸税、当該財貨の当国での最初の荷揚地までの輸送費および保険料を加算したものとなる。

売上VATが仕入VATを超過する場合は、その差額を税務署に納付する。

逆に仕入VATが売上VATを超過する場合は、その差額を還付もしくは翌月の売上VATを減額させることができる。

VAT法上、還付は原則60日以内になされるが、一定の条件を満たす場合には25日に短縮される場合や180日に延びる場合もある。

なお、ポーランドのVAT法の取扱いは厳格であり、過少納付は重いペナルティが会社及びその責任者に課せられるので、その処理や法の解釈等に当たり十分な注意が必要である。

<税率>

税率	対 象 物
22%	標準レート（一部例外を除くすべての財貨及びサービス）
7%	食料品、医薬品、児童用品、ホテル、輸送サービス、住宅関連建築・リフォームサービス等
3%	農産物、未加工財等
0%	EU域外への財貨の輸出及びEU域内への財貨の供給等

上記税率のうち、ホテル（ケータリングサービス含む）及び住宅関連建築・リフォームサービスについては2007年12月31日まで適用される。また、農産物、未加工財については2008年4月30日まで適用される。

また、土地（land）については2004年5月1日以降、財貨として認識され、その売買については付加価値税法の適用を受ける。

<非課税取引>

金融サービス・保険サービス、文化的なサービス及び研究・開発活動サービス等の取引について、付加価値税は非課税とされている。

<納税義務>

原則として、仕入VAT（納税義務）は財貨が供給された時点またはサービスがすべて履行された時点で認識されるが、実務上は、財貨の供給やサ

ービスの提供によるVAT請求書が受領した時点で認識される。VAT請求書が発行されない場合でも財貨の供給やサービスの提供完了から7日以上その認識を遅れてはならない。輸出の場合には税関手続きが完了した時点で認識される。

<納税者のその他の義務>

EU域内で財貨を取引している納税者は毎月イントラスタット (statistical report) を税関事務所に、四半期毎にEC sales and purchase listを税務署に提出する義務がある。

<VAT登録>

ポーランド内でVAT課税売上がEUR10,000を超える法人は、VAT登録をする義務があり、その金額の超過時点から納税義務が生じる。一般にVAT登録手続きの期間は3週間～6週間程度掛かる。

ポーランド及びEU域内に恒久的居住地や登録事務所等がない場合はタックスレプレゼンティティブ (tax representative) を指名することでVAT登録ができる。タックスレプレゼンティティブはVATに関するすべての責任を納税者と連帯または個別に負わなければならない。

関税

<一般事項>

ポーランドでは、2004年5月1日のEU加盟からEUの関税法 (Community Customs Code) が直接適用されている。そのため、保税倉庫、委託加工貿易 (IPR: Inward Processing Relief及びOPR: Outward Processing Relief)、税関監督下における加工 (PCC: Processing under Customs Control) 等についてもEU加盟国において同一のスキームが使用される。

<根拠法>

2004年5月のEU加盟より、関税に関するそれまでの基本的な国内法は効力を失い、代わってEUの関税法が直接適用されるようになった。ただし、EU関税法の施行に関しては別途国内法で規定されている。主な根拠法は以下のとおりである：

EU法：

- ・ 共同体関税法典に関する1992年理事会規則第2913号
- ・ 共同体関税法典の施行に関する1993年コミッション規則第2454号
- ・ 共同体関税率に関する1987年コミッション規則第2658号

<EUステータスとEU原産>

EU域外から搬入される財貨については、まずそれがEUステータスを有しているか否かを判断する。EUステータスを有している場合は特に通関手続を必要としない。EUステータスを有していない場合は関税の支払などの手続が必要となる。

ここで、「EUステータス」と「EU原産」を混同してはならない。というのも、一般的にはEU原産の財貨はEUステータスを有しているが、EUステータスを有していること自体はEU原産と同等でないからである。例えば、日本からある部品をポーランドに輸入し、その際関税を支払えばEU域内で自由に使用・販売できるという意味でのEUステータスを取得することになるが、この部品はEU原産ではない。原産のコンセプトは、EUとそれ以外の国との貿易において互いに関税を支払う義務があるか否かを判断する際に重要である。

<関税率および分類基準>

EU加盟国の関税率および財貨の分類は完全に統一されている。分類基準は日本と同様に「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約（The International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System – 通称「HS条約」）」に基づいている。ただし、EUでは必要に応じてHS条約の項目にさらに8桁の細目を設けている。

関税率については、輸入国がどの加盟国であっても同一の関税率表（TARIC）が適用される。また、EUを含む汎欧州地域内では、関税は一切課されない。TARICには、関税分類コード、関税率、その他クウォータ等の関連する政策も含まれている。

<“輸入”と“輸出”>

ポーランドを含むEU加盟国において、輸入及び輸出という表現は、EU域外との取引に関してのみ使用される。従って、例えばドイツからポーラン

ドに財貨を仕入れる取引は輸入とは呼ばれない。

EU加盟国間の取引については、輸入及び輸出の代わりに“*Intra-community acquisition*（域内調達）”及び“*Intra-community supply*（域内供給）”という表現がそれぞれ使用される。

<通関手続の種類>

EUとそれ以外の国との取引に関する通関手続には、以下の種類がある：

- ・ 通常輸入通関
- ・ 通常輸出通関
- ・ トランジット
- ・ 仮輸入通関
- ・ 仮輸出通関
- ・ 保税倉庫への搬入
- ・ 純委託加工貿易（IPR: Inward Processing Relief）
- ・ 逆委託加工貿易（OPR: Outward Processing Relief）
- ・ 税関監督下の加工（PCC: Processing under Customs Control）

上記の通関手続のうち、特に説明を要する事項は以下のとおりである：

通常輸入通関

通常輸入通関においては、TARIC（*Tarif Integre de la Communaute*：共同体の統一関税コードというフランス語の省略）と呼ばれる共通の関税率表が適用される。このTARICには定率・定額の関税のみでなく、非関税障壁（金額および量的輸入制限、物品税など関税以外の税金、許可の取得義務など）に関する情報も含まれている。

仮輸入通関

財貨を仮輸入する場合、通常の輸入通関手続において支払うべき関税の3%に相当する金額を毎月納付する必要がある。仮輸入は最高24ヶ月まで許可される。期限が到来する以前に自ら通常の輸入通関手続きを申請する場合、あるいは期限の延長を申請することなく24ヶ月が経過した場合、本来の関税以外に利息に相当する一定の金額を支払う必要がある。

保税倉庫への搬入

EU域内に居住する企業は一定の要件を満たすことによって保税倉庫の許可を取得することができる。自社の倉庫を保税倉庫に指定することは可能であり、また、物理的にひとつの倉庫に通常の倉庫と保税倉庫を混在させることも可能である。

基本的に、EUステータスを有する財貨（例えばポーランドを含むEU加盟国に存在する企業の製造物）を保税倉庫に搬入することはできない。

純委託加工貿易・逆委託加工貿易

委託加工貿易とは、材料および部品を加工のために他国に移動する際、材料および部品の所有権を移さずに加工作業のみを外注し、加工終了後に元の（あるいは第三国に）再移動することである。可能性としては、例えばポーランドの企業が自社の材料をウクライナの会社に（所有権を維持したまま）無償で提供し、ウクライナでの加工後、再度ポーランドに戻し自社の製品に組み込むような取引がある。このような取引を逆委託加工貿易と呼び、その際の通関処理がOPR（Outward Processing Relief）である。一方、ポーランドの会社が加工を請負う場合は純委託加工貿易と呼び、その際の通関処理はIPR（Inward Processing Relief）である。

上記のような取引の場合、事前に必要な許可を取得することによって、材料およびそれを利用した製造物がEU域内に搬入される際に関税の全額あるいは一部を支払う必要がなくなる。

税関監督下の加工

税関監督下の加工（PCC: Processing under Customs Control）という通関手続は、EU域外から原材料などをEU域内に輸入する際、当該原材料に適用される関税率よりも、それを加工した製品に対する関税率のほうが低い場合に、通関処理を保留したまま加工し、最終製品になった時点で通関処理を行うものである。ただし、このような処理によって関税率が下がるケースはあまり多くない。

<通関手続の代理>

貿易取引を行う企業は、通関手続きの遂行に代理人を指名することができる。代理人は関税法に定められた手続を依頼会社のために行うことができる。この規定により、買手側企業の通関手続に関わる負担が軽減される。例えば、ポーランドに顧客が存在する場合、顧客の通関手続による負

担を軽減するため、売手側の企業が物流会社などに手続を代行させることができる。代理人には認可を受けた通関業者あるいは通関士になることができる。

<関税率の事前確認制度>

関税率の確定には関税分類コードおよび原産国を判断する必要がある。これらの決定には事前確認制度（BTI: Binding Tariff Information および BOI: Binding Origin Information）を利用することができる。事前確認制度で決定された関税分類コードおよび原産国は、EU域内で法的拘束力を持つ。当然ながら、他のEU加盟国の税関で確認した内容もポーランドにおいて拘束力を持つ。通常、当局からの回答は6年間有効。

確認の申請は、申請者（企業）が居住するEU加盟国、あるいは当該商品が使用されるEU加盟国（最終仕向地）において可能である。

<非関税地区（フリー・ゾーン）>

EUには独自の非関税地区が存在する。この非関税地区は、関税の面でEU域外とみなされる。この意味では保税倉庫と同様だが、保税倉庫との違いは、この区域に入庫する際の手続きが簡単であり、また、EUステータスを有する財貨の入庫も可能なことである。

<欧州経済地域（European Economic Area）>

EUはEFTAと欧州経済地域条約を締結している。この地域では物・人・サービス・資本の自由移動が保証されている。従って、これらの国との取引において関税が課されることはない。ただし、EUの2004年度新規加盟国については、一定の期間一部の（特に人の移動に関する）規制が残る。

2007年1月現在、この地域は以下の30カ国からなる：

- ・ EU（欧州連合）全加盟国（27カ国）：オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス、ルーマニア、ブルガリア
- ・ EFTA（欧州自由貿易連合）のスイスを除く加盟国（3カ国）：アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン

<汎欧州非関税地域（Pan-European System of Cumulation of Origin）>

EUは前述の欧州経済地域以外にトルコと「欧州協定（The Europe Agreement）」を締結している。トルコでの生産品は、ローカル・コンテンツの適用対象となる。対象製品によって多少条件が異なるが、基本的には該当国で生産された製品の工場渡し価格の60%以上を欧州経済地域および欧州協定締結国から調達している場合、EUR1（ユーロワン）と呼ばれる原産地証明を取得することができ、それによって関税が免除となる。

さらに、EUはスイスとも関税に関する協定を締結しており、欧州経済地域および欧州協定締結国を合わせた汎欧州地域（32カ国）では、互いの国の原産である工業製品取引において事実上関税が免除となる。

<その他の条約>

EUは上記以外に多くの国と関税に関する条約を締結している。主な締結国はアフリカ北部やバルカン地域に属しているが、その他発展途上国などの地域を対象とした優遇関税条約も存在する。

<AEO (Authorised Economic Operator) >

欧州連合で関税処理に重大な影響を与える改正が2007年から2008年に行われる。

主な改正点は以下のとおりです。

- ・原則としてEUにおいては、将来関税書類を電子申告する。
- ・新安全対策はEU加盟国をテロの脅威から保護することが目的で、出発地の港を離れる24時間前までに商品の電子到着出発前申告を行う必要がある。
- ・AEOの資格を取得することが関税及び商品流通の安全促進及び簡素化を利用できる唯一の方法となる。
- ・AEOは商品物流の管理及び安全制度、支払能力、および法令遵守記録に関する共通の条件を満たす申請者に認可される。

AEO制度は2008年1月1日から施行される制度で、AEO制度の下では、関税書類が完全であることを確認し、その書類を電子送信できることが必要です。それに加え、AEOの資格がなければ、商品の関税通過時間の時間が増えることによりサプライチェーンに悪影響を及ぼします。例えば、AEOの資格を持たない会社が所有する商品が入っているコンテナは関税通関手続

のために順番待ちをしなければならず、また係官が現物を調査する確率も高くなるものと思われます。その結果、運送業者は将来AEOの資格を有する会社の積荷を別に取り扱い、迅速なサービスを行うようになると予想されます。

AEOの資格を取得するためには関税法令遵守を安全なサプライチェーンに正しく組み込むことが必要となります。

物品税

EU規定に準拠して、EUで統一的に税率を定める調整製品と非調整製品に分類され、製造・販売・輸入・輸出等の際に課される。税額は財貨の売価または輸入時の関税価値の一定のパーセントとして計算される。

区分	対象物
調整製品	エンジン燃料、暖房用オイル・ガス、アルコール飲料、タバコ等
非調整製品	乗用車、香水、化粧品等

民法取引税 (TCLT)

VAT取引対象外の販売契約、金銭消費貸借契約（ローン契約）及び設立資本金の払込（もしくは増資）等の取引に適用される。

主な税率

内容	税率
設立資本金の払込（または増資）	払込資本金額（増資額）の0.5%
出資者（株主）からのローン契約	契約額の0.5%
上記以外のグループファイナンスを含む第三者とのローン契約	契約額の2.0%

従来免税であった出資者（株主）からのローンについては、2007年1月1日より実質的に増資と同じとみなされ0.5%の課税されるようになった。

同じく従来免税であったグループファイナンスを含む第三者からのロー

ンのうち事業の開始及び事業の遂行のためのローン（事業用資金）は、2007年1月1日よりその免税規定が廃止された。

税務調査等で民法取引税の未払いが発覚した場合、通常のレートではなく20%の加算税が適用されるほか、年利11%の遅延利息の支払いも生じる。

会計

ポーランド会計法の位置付け

ポーランド会計法はAccounting Actとして1994年9月29日に規定され、その後、2002年に大きく改正された。この改正により、ポーランド会計法はIFRS（国際財務報告基準、International Financial Reporting Standardsの略でIAS：国際会計基準の新名称）にかなり近づいた。しかしIFRSにおいて各実務指針が充実している一方で、ポーランド会計法を補足する実務指針は未だ充実しておらず、実務上ポーランドの会計法に明確な規定のない項目の取扱いについてはIFRSを準用することが多い。

日本の連結会計制度の変更と影響

「企業会計基準委員会（ASBJ）」は2006年5月に実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を公表し、2008年4月1日以降開始する事業年度から連結財務諸表作成については、原則として在外子会社の会計基準も日本基準で統一することが求めている。また実務上の取扱いを考慮して、在外子会社が、国際財務報告基準（IFRS）または米国会計基準に基づいて財務諸表を作成している場合は、当面の間、当該決算書を連結決算手続上利用できるとしている。

一方、原則として、ポーランド企業はポーランド会計法に基づく財務諸表を作成する必要があり、日本の連結会計制度を適用するためにはポーランド会計法と日本基準、IFRSもしくは米国会計基準との基準の差異を調整する必要があるため注意が必要である。なお、ポーランドや他の欧州経済地域（European Economic Area）の上場会社や銀行が連結財務諸表を作成する場合はIFRSの適用を強制されている。また、それ以外にもポーランド会計とIFRSを選択適用できるケースがあるが、日系企業には当てはまらないケースが多い。

財務諸表の作成、提出及び公告義務

日系企業の主な進出形態である株式会社、有限会社、支店及び駐在員事務所は、駐在員事務所を除き財務諸表の作成・提出・公告義務がある。

すべての会計帳簿及び財務諸表は、ポーランド語、ポーランド通貨（PLN）で記録、作成、保存する必要がある。法人はすべての会計帳簿（原始証憑類も含む）等を5年間、また、年次の財務諸表は永久保存する義務がある。

財務諸表の内容

財務諸表には以下の書類が含まれる：

- ・ 貸借対照表（注記を含む）
- ・ 損益計算書（注記を含む）
- ・ キャッシュフロー計算書（監査を受ける事業体のみ）
- ・ 資本勘定移動表（監査を受ける事業体のみ）

なお、上記の財務諸表には経営者はマネジメントレポート（企業活動の成果、研究開発活動や財政状況等を記載）を添付する必要がある。

財務諸表様式

貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、資本勘定移動表のすべてに一般的な様式が定められており、一定の場合を除き大きく乖離することはできない。

法定会計監査の要件

独立監査人による法定会計監査は以下のいずれかの場合に義務となる：

- ・ 株式会社、銀行業または保険業を営む会社、投資ファンド、年金ファンド
- ・ 株式会社、上場会社
- ・ 他の事業体（有限会社や支店等）で前事業年度末の数値が下記の条件のうち、2つ以上を満たしている場合：
 - ・ 総資産額（事業年度末）がEUR 2.5 百万超
 - ・ 総売上（VATを含まず、金融収入を含む）がEUR 5 百万超
 - ・ 年間平均従業員数が50人超

為替レートはポーランド国立銀行（NBP）の公表する事業年度末のレートを用いる。

上記より他の事業体（有限会社や支店等）については設立初年度に法定会計監査の義務はない。

監査を受けるすべての法人は財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び資本勘定移動表）を監査意見、総会の承認書及び利益処分決議と一緒に「Monitor Polski B」に公告する義務がある。

また、公告のため、総会后15日以内に上記のすべての書類を管轄の登記裁判所に提出する義務がある。

さらに原則として、財務諸表は総会后10日以内に管轄の税務署に提出する義務がある。また最悪の場合でも遅くとも事業年度終了後9ヶ月以内に提出する必要がある。

資産・負債の評価と損益計算書の作成

資産や負債の評価及び損益計算書の作成に関しては以下のとおりです。

ランド会計基準に基づく主な貸借対照表項目の評価方法は以下のとおりである。

- ・ 棚卸資産－低価法または正味実現可能価格法
- ・ 継続企業（ゴーイングコンサーン）の前提
- ・ 発生主義及び費用収益の対応の原則
- ・ 取得原価主義
- ・ 保守主義の原則
- ・ 継続性の原則
- ・ 棚卸資産－低価法（取得価額または製造原価と正味実現可能価額のうち低い方で評価する）

原材料及び完成品について評価方法は、標準原価法、移動平均法、先入先出法、後入先出法のいずれかを選択適用できる。

- ・ 有形固定資産－取得原価から減価償却累計額を控除する。自家建設における関連借入金の利子は資産計上される。経済的耐用年数に基づく定額法
- ・ 無形固定資産－原則として、営業権の償却は5年以下の期間を用いる

が、条件により20年まで延ばすことができる。

ポーランド会計基準に基づく主な貸借対照表項目の評価方法は以下のとおりである。

- 棚卸資産－低価法または正味実現可能価格法
- 有形固定資産－経済的耐用年数等による定額法
- 無形固定資産－原則として、営業権の償却は5年以下の期間を用いるが、条件により20年まで延ばすことができる。
- 借入コスト－固定資産の建設等に関連する借入コストは取得原価に含める。そのような借入に関連する為替差損益も同様に取得原価に含める。
- 外貨建取引－外貨建取引は取引日もしくは契約書上の為替レートによりポーランド通貨に換算する。事業年度末にある外貨建資産・負債はNational Bank of Poland (NBP) の公表レートにより換算替えをし、その為替差損益は一部の例外を除き、financial incomeまたはfinancial expenseに計上する。
- リース会計－内容によりファイナンス・リースもしくはオペレーティングリースに分類されるが、多くの場合ファイナンス・リースに該当し、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
- 税効果会計・ヘッジ会計の適用 等

雇用関係

6.1 労働基準法

ポーランドの労働関連の法規は労働基準法に依拠している。集団解雇、労働組合、派遣労働など、別途法律で定めている場合もある。基本的な考え方は、雇用に関する法律(集団の労働協約、ならびに個人労働契約)は労働基準法で定められた雇用条件より悪化させてはならないということである。

労働基準法は遂行する労働の種類や労働関係の法的基礎にかかわらず、すべての従業員の権利と義務を定める。しかしながらこれは民法上の雇用契約に基づいて労務を提供する従業員にはあてはまらない。

6.2 労働関係の法的基礎

ポーランドの法律は次のようなタイプの労働関係を定める。

- 労働契約
- 雇用の職種指定、選択、任命、協力契約

労働契約が労働関係のなかで最も普及した形式である。

6.3 労働契約

労働契約は書面により締結されねばならない。もしそれが定められていない場合には、労働を開始した日から7日以内に労働契約のタイプや労働条件を定めなければならない。労働契約では特に次のことを定める：

- 労働のタイプ、労働遂行場所、労働開始日
- 労働タイプに応じた賃金
- 労働時間

労働契約書以外に、従業員には雇用された日から7日以内に基礎的雇用条件についての情報を書面にて与えなければならない。

労働契約は次のような形で締結される:

- 無期限契約
- 有期限契約(同一企業と従業員の間での有期限契約は連続して二回のみ締結できる)
- 特務契約
- 代行契約(休職中の従業員の代行)

上記それぞれの労働契約には試用期間(3ヶ月以内)をもうけることができる。

6.4 労働契約の終了

労働契約は一般的に次のように終了することができる:

- 当事者の合意による
- 契約終了期限のついた、当事者の一方による終了通告(猶予期間付き終了)
- 契約終了期限がなく、当事者の一方による終了通告(猶予期間なしの終了は労働基準法で定められたケースの場合のみ可能)
- 契約期間が終了する場合、或いは契約で定められた特務業務が終了する場合

当事者による労働契約終了(契約終了の猶予期間付き、或いは猶予期間なし)の通告は書面によってなされなければならない。

経営者側による無期限労働契約の終了、或いは猶予期間なしの労働契約終了の通告には契約終了の正当な理由がなくてはならない。

猶予期間付き労働契約の終了について

当事者の各一方は試用労働期間中や無期限労働契約中、或いは代行労働契約中に労働契約の終了を通告することができる。更に、もし労働契約が6ヶ月より短い有期限労働契約の場合、各一方は2週間前の通告により労働契約を終了することができる。

試用期間中の労働契約終了の通告日は次のとおりである:

- 試用期間中の労働が2週間を超えていない場合、3日前の通告、
- 試用期間中の労働が2週間を超えている場合、1週間前の通告、
- 試用期間が3ヶ月の場合、2週間前の通告、

無期限労働契約の場合、労働契約終了の通告日は当該企業での勤続年数に

よって変わり、次のようになる:

- 従業員が6ヶ月より短い期間雇用されている場合は、2週間前の通告、
- 従業員が6ヶ月から3年以内雇用されている場合は、1ヶ月前の通告、
- 従業員が3年以上雇用されている場合は、3ヶ月前の通告。

休職中の従業員の代わりに代行労働契約をしている場合、3日前の通告。従業員が会社財産の物質的責任を負うポストに就いている場合、労働契約終了の通告猶予期間は両者の合意により次のように定めることができる:

- 従業員が6ヶ月より短い期間雇用されている場合、1ヶ月前の通告、
- 従業員が6ヶ月より長い期間雇用されている場合、3ヶ月前の通告。

労働契約の中で契約終了の猶予通告期間を長く定めることができる。しかし、こうした長い契約終了の猶予通告期間は、一般的に言って従業員に有利な条件といえる。

猶予期間なしの労働契約終了通告

従業員に次のような過失があった場合、経営者は猶予期間なしに労働契約終了の通告をすることができる:

- 従業員の基本的義務の重大な違反、
- 従業員が労働契約中に犯罪をおかし、(その犯罪が明らかであり、或いは有効な判決を受け)当該職場における労働遂行が不可能になった場合、
- 職場での仕事に必要なライセンス、或いは権利を喪失し、業務に関連した義務を遂行できない場合。

従業員は労働基準法に詳しく定めのある場合につき、猶予期間なしに労働契約終了の通告をすることができる。

経営者による不法、あるいは理由なき要因による労働契約終了時の労働者の権利。

一般的に、経営者による不法、或いは理由なき要因による労働契約終了の場合、従業員は次のように労働裁判所に訴えることができる:

- 解雇前の条件での職場復帰要求、
- 損害賠償の請求。

上記二つの従業員の権利にかんする要求は、個々のケースとして労働裁判所が最終的判断をくだす。

6.5 賃金

正社員として雇用される従業員の最低賃金額は最低賃金法と閣僚会議法令により定める。一般的な原則では、従業員に法律が定める最低賃金より低い賃金を提案してはならない。2007年の最低賃金は936ズォティである。ポーランドでの賃金は所得税や社会保険料、その他手当を含む税込み賃金(グロス)として定められる。

労働基準法の規定により、労働にたいする賃金設定条件や雇用に関連するその他の特典については労働協約、或いは賃金規則にて定める。20名以上の従業員を雇用し、労働契約が労働協約によって締結されない場合、経営者は形式化された文書(就業規則)により賃金条件を定め、それを従業員に明示する。

6.6 社会保険

社会保険費の負担に付いては、年間所得が78,480ズォティまでの場合には、老齢年金および身体障害者保険に付いては、雇用者負担率が算定ベース金額に応じて16.66%~24.38%であるところ、被雇用者負担率は一律18.71%となる。その他の社会保険費負担率に付いては、雇用者のみが負担する労災保険負担率(0.40%~8.12%)および被雇用者のみが負担する疾病保険負担率(2.45%)がある(以下の表参照)。なお、負担率の算定ベースとなるのは、被雇用者のグロス賃金と定められている。

- 社会保険料

社会保険の種類	保険料(%)	経営者負担	従業員負担
老齢保険	19.52%	9.76%	9.76%
身体障害保険	13.00%	6.50%	6.50%
傷病保険	2.45%	—	2.45%
事故保険	0.97%-3.86%	0.97%-3.86%	—
火災保険	0.40%-8.12%	0.40%-8.12%	—
合計 (%)	35.37-43.09	16.66-24.38	18.71

- 火災保険料は年間を通して決定される。
- 上記の負担に加えて、雇用者は、被雇用者の総グロス賃金の2.45%を労働基金に対して払い込み、かつ、同0.10%を従業員給付補償基金に対して払い込まねばならない。

6.7 労働遂行の場にかんする規則

20名以上の従業員を雇用する経営者は労働遂行の場に関する規則を定めなければならない。この規則により労働組織、及び経営者と従業員の権利義務を定める。

6.8. 労働時間

原則として労働時間は4ヶ月間の労働時間精算期間内で、1日当たり8時間、週平均で40時間、そして週平均5日間労働を超えてはならない。

労働基準法は経営者による労働時間システムに応じて同原則を修正する多くの規則を定める。

6.9. 超過勤務労働

通常の労働時間を超えて遂行される労働は超過勤務労働である。超過勤務労働は次のような場合に許容される:

- 人の生命や健康、或いは会社財産を守るための救助活動が必要とされる場合、
- 経営者にとって特別な必要性がある場合(超過勤務労働が必要とされる特別な状況が生じた場合)。

通常の勤務以外に雇用された従業員は超過勤務手当の支給を受ける権利があり、その手当額は次のとおりである:

- 深夜労働、勤務体系により労働日ではない公休日(日曜日、及び祝日)労働、勤務体系により公休日労働の代わりに休日労働には100%の超過

勤務手当

- 上記日以外の超過勤務労働では50%の超過勤務手当。

経営者の要望により遂行した超過勤務労働にたいして、経営者は超過勤務時間と同じ時間を従業員に代休として支給することができる。そうした場合、従業員には超過勤務手当を受ける権利は生じない。

従業員の要望なしに経営者は代休を支給することができる。そのようなケースの場合、経営者は労働時間精算期間内に50%の超過勤務手当に等しい代休を支給することができるが、それによって従業員の1ヶ月当たりの平均賃金に低減をきたしてはならない。代休支給の場合、従業員には超過勤務手当受給の権利は生じない。

従業員が経営者の特別な必要性に応じて超過勤務労働に従事した場合、一般的に言って、従業員は暦年中に150時間を越える超過勤務に就くことはできない。しかしながら、経営者は工場内に労働組合が存在する場合、労組との合意により規則で定められた超過勤務時間のリミットを超える超過勤務時間を定めることができる。しかしその場合には、超過勤務労働を含めた、労働時間精算期間内での週平均48時間労働を超えない形の規則を導入する必要がある。

6.10 年次有給休暇

付与される休暇日数:

- 勤続10年未満の場合、20日間
- 勤続10年を超える場合、26日間

勤続年数には前の職場での勤続年数と中等教育以上の就学期間も加算される。(労働基準法の規定による)

従業員は労働基準法が定めるように、1ヶ月勤務した後に、1年間勤務した後に付与される休暇日数の十二分の一の休暇を取得することができる。従業員が1暦年中に転職した場合、新たな転職先で当該年中に勤続した期間に応じた休暇日数を取得することができる。

6.11 女性従業員の保護と若年労働者の雇用

女性従業員の労働と若年労働者の雇用に関しては特に詳しく労働基準法と関連法規で定める。

6.12 労働安全衛生

労働基準法は労働安全衛生(BHP)の原則遵守に関する経営者の義務を詳しく定める。

6.13 集団解雇

集団解雇に関しては、従業員都合によらない解雇条件に関する法律で詳しく定める。

この法律の規則は20名以上の従業員を雇用し、30日間の解雇猶予期間で一時期に次のような規模で従業員を解雇する経営者に適用される:

- 100名以下の従業員を雇用する経営者で10名を集団解雇する場合、
- 100名以上、300名までの従業員を雇用する経営者で雇用数の10%を集団解雇する場合、
- 300名以上の従業員を雇用する経営者で30名を集団解雇する場合。

従業員都合によらない雇用終了に関する法律の規則は企業の破産、或いは企業清算の場合にも適用される。

6.14 労働組合

従業員は労働組合を自由に結成する権利を有する。法律によれば、最低10名で労働組合を結成することができる。経営者はいかなる方法によっても、この権利を制限することができない。

6.15 企業の社会福祉基金

社会福祉基金法で定められた規則により、20名以上の正社員を雇用する企業は社会福祉基金を創設しなければならず、基金への集金と使用方法に関する規則を定める。

6.16 外国人と外国法人

外国人従業員、及び外国人企業役員は労働許可書を保持しなければならない。外国人を雇用するつもり経営者は当該外国人の労働許可約束書(プロメッサ)を取得し、これを受けた外国人は本人の永住国にあるポーランド領事館にプロメッサを提出してポーランドでの一時滞在と労働許可ビザを取得しなければならない。

ポーランドがEUに加盟した後、ある一定のEU加盟国国民はポーランドでの労働ビザを取得する義務が免除される。法律ではEU加盟国との相互協定により労働ビザ免除の原則をしいているが、事実上はEU諸国の領土内でポーランド国民にたいする雇用取扱いに左右される。

6.17 派遣労働(臨時雇用労働)

派遣労働法は季節労働や期間限定労働、或いは正社員によって遂行されない労働、または休職中の従業員によって遂行されていた労働などで、特殊な環境での派遣労働の遂行を許可している。派遣労働者は特に危険な労働が遂行される職種ポストには雇用されない。派遣労働者はストライキに参加する従業員や従業員都合によらない理由で解雇された従業員に代わって雇用されることはできない。

派遣労働者は36ヶ月の期間の内、12ヶ月を超えて雇用されることはできない。

派遣労働者は雇用契約で定められた労働、或いは労働関連の当該大臣によって民間雇用組織として認められた労働派遣所との一定期間の特別労働契約による労働を遂行することができる。派遣労働者との雇用契約は3日

間の事前通告で雇用契約を解消することができる。

派遣労働者を使用する場合、経営者は労働者派遣法に規定される、派遣労働者によってなされる業務につき明記した契約を、労働派遣所との間で締結する必要がある。

派遣労働法ではより安全な労働遂行、労働組合との協議、或いは求人情報などを派遣労働者に知らせることなどと、経営者に種々の義務を課している。

6.18 労使協議会（ワーク・カウンシル）

「被雇用者への情報提供ならびに被雇用者との協議に関する法律」（2006年4月7日制定、同5月25日施行）により、被雇用者が労使協議会を設立する権利を有するようになった。同法の適用対象となるのは50名以上の被雇用者を雇用する企業であるが、2008年3月23日までは移行措置期とされ、100名以上の被雇用者を行う企業が同法の適用対象となる。

同法では、100名以上の被雇用者を雇用する企業に対して、被雇用者に対して、彼らが労使協議会の設置を行う権利を有することを通達することを要請している。ただし、かかる通達は、すでに労働組合が機能している企業には該当しない。このようなケースにおいては、労働組合が労使協議会メンバーを選任し、雇用者側に事後通告を行う。労働組合が存在していない企業においては、被雇用者は、彼らが望む場合には、労使協議会設立のための選挙を実施することが要請されている。労使協議会のメンバー数は、被雇用者総数に応じて、3～7名と規定されている。労使協議会は、法律で規定されている事柄について、通達を受け、雇用者側と協議を行う権利を有している。労使協議会のメンバーは、解雇および労働条件の悪化から保護されている。

欧州労使協議会指令（94/45/EC）は、ポーランド法に導入されている。同指令のポーランド国内での適用対象となる企業は、EU域内で少なくとも1000名以上の雇用をおこない、また2カ国以上のEU加盟国内で少なくとも150名以上の雇用を行う企業家で、なおかつ、同指令によって規定されている条件（例えば、企業家あるいは企業家が属する企業グループの中央

管理組織がポーランド国内に常設されている場合など) を満たす企業である。

同法では、欧州従業員代表組織の設立方法およびその権利と義務、更に、同組織が存在する事業所内における従業員の権利および義務について規定される。

不動産

7.1 外国人による不動産の取得

現在有効な法律(外国人による不動産取得法)によれば、ポーランドで外国人(個人、法人)が不動産を取得する場合に内務省の許可を取得する義務が課されている。不動産、或いは土地の永久貸借権を所有する会社を買収するために株式を取得する場合にも内務省の許可が必要である。

不動産取得法に由来する、外国人によるポーランドにおける不動産や不動産を所有し土地の永久貸借権を保持する会社の株式取得についての内務省の許可を得る条件は、EEA(EU諸国ならびにノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)以外の外国人にはまだ適用される。EEA諸国でない日本からの投資家は内務省の許可を得なければならない。

しかしながら、日本やEEA諸国以外の投資家たちはポーランドに支店を設立することによって内務省の許可を取得する必要がなくなり、また不動産所有会社の株式を取得することによって取得の義務を免れることができる。

ポーランド民法では、不動産は、「土地の表面一部で、所有権のある一個の物件であり、またその土地に付属した住宅やその一部、或いは特別な理由により土地とは別の、所有権のある一個の物件」と定義されている。

外国人とは次のように定義されている:

- a) ポーランド市民権を保持しない者
- b) ポーランド領土外に会社登記している法人
- c) ポーランド領土外で法律にそって設立され、国外に登記された会社で、上記(a)、(b)の共同経営者
- d) 直接間接を問わず上記、(a)、(b)、(c)で記された会社(個人)にコントロールされているポーランド国内で登記された会社、或いは法人。

修正予定の法律によれば、外国人が株主総会、或いは用益権の抵当、または他のグループと合意の上で直接間接を問わず50%以上の発言権を保持し、或いは商業法典4条1項4の(b)、(c)、(e)で定義されている当該企業での

「支配的な個人、或いは法人」が上記(a)、(b)、(c)、(d)にいう営利会社は外国人にコントロールされているとみなされる。

商業法典4条1項4の(b)、(c)、(e)での「支配的な個人、或いは法人」の定義は次のようなケースにあてはまる:

- 法人は他の(支配的な)法人の取締役会メンバー、或いは監査役会メンバーの大多数を任免できる権利があり、また第三者との合意の上、同様の行為をおこなえる
- 法人は直接間接を問わず傘下の共同経営会社、或いは株主総会、または第三者と合意の上で、大多数の発言権を保持する。

次のような場合には、外国人の申請により許可があたえられる:

- 外国人による不動産取得が国の防衛、安全、或いは公共秩序に脅威をあたえず、また社会福祉・健康政策を犯さない場合
- 外国人がポーランドとの密接な結びつきを証明する場合(例えば、ポーランド国籍の保持、ポーランド出身、ポーランド市民と婚姻関係を結ぶ、ポーランド国内に一時滞在或いは永住許可、ポーランド国内で本人がコントロールする会社の役員、ポーランド国内で農業・商業活動をする等々)。

居住目的で外国人により取得される不動産面積は0.5ヘクタールを超えてはならない。不動産を取得する外国人がポーランド国内で商業活動をしている場合、不動産面積はその商業活動の必要性に合致したものでなくてはならない。

外国人による農地取得に関しては、2003年4月11日付け、農業用地調整法によって規定される。

現時点では、内務省大臣は不動産取得の許可申請を2ヶ月から4ヶ月の期間で審査する(この期間内に国防省や農業省など他省との協議時間も含まれている)が、この期間より長くかかることもある。更に申請書が準備できるまでに、すべての必要書類を調えるためには数週間が見込まれる。法律修正予定ではこうした申請の審査時間がかなりの程度、短縮されることは予見していない。

内務省では、ポーランド国内で登記された会社(或いは外国企業のポーランド支店)のみに許可を発給する政策である。このことから、ポーランド国外(例えば、日本、或いはEEA以外の国)で登記された外国企業が許可を受ける可能性はゼロに近いといえよう。

投資家がポーランド国内に営利会社を保持していなくとも、不動産取得の許可申請をおこない許可約束書を得ることは可能である。取得した許可約束書は不動産取得許可への適切な調整対象となる。許可約束書の有効期間は発給の日から1年間である。対象物件におおきな変化がないかぎり、この期間中に内務省大臣は許可を取り消すことはしない。

EEA諸国市民と企業への一般的例として、次のようなケースでは許可取得を必要としない:

- 独立した住宅
- 家屋に付随した車庫
- 不動産を取得する外国人がポーランドに5年以上、居住している場合(居住許可を受けた日から計算する)
- 不動産を取得する外国人で、婚姻関係にある同伴者がポーランド市民であり、2年以上ポーランドに居住している場合(永住許可を得た後に取得した不動産は婚姻関係にあるポーランド人と共有財産となる)
- 外国人が不動産を取得する際に、当該外国人が不動産売り手の相続人である場合、または売り手が過去5年間、不動産の所有者或いは使用者である場合
- 法人、或いは法人格を保持しないが直接間接に外国人からコントロールされている共同経営会社、商業目的で合計0.4ヘクタールを超えない不動産で、またそれが市郊外にある場合
- 競売で売却されなかった不動産の抵当債権者としての銀行による不動産取得の場合
- 直接間接を問わず外国人にコントロールされている銀行が、銀行業務上の活動による行為で、不動産の所有者、或いは使用者である会社の株式を取得した場合
- 貿易業務を許可されている営利会社の株式を取得した場合
- 省の許可を例外的に必要としない不動産の所有者で土地の永久貸借権を保持する営利会社の株式を取得した場合。

不動産が国境地帯に存在するか、あるいは1ヘクタールを超える農地の場

合、前記に記された例外措置は適用されない。(農地に関する問題は農業システム調整法にて規定される。)

取得許可ができた場合、1400ズォティの収入印紙を支払う必要がある。

7.2 永久貸借

永久貸借は国や地方自治体が所有する土地を契約により最長99年間、最短40年間、使用できる権利である。実践上では、常に最長の期間、99年間の使用に合意がなされ、その使用権者はその有効期間が消滅する5年前に使用権の延長を要求することができる。

永久貸借権を取得する際に、その権利の所有者は使用される土地評価額の内、15%から25%の額を支払わねばならない。更に、永久貸借者はその期間中、国や地方自治体が土地評価額から算定した貸借料を毎年支払わなくてはならない。

契約により永久使用権を有する者からその権利を譲り受けることもできる。投資家による永久使用権はその不動産を実際に手にし、永久台帳に登録した段階で有効となる。

永久貸借権を有する会社の株式取得によって外国人にコントロールされる企業とみなされる外国企業の永久貸借権取得条件は、前記の土地取得条件と同じである。

7.3 賃貸借契約(リース)

ポーランド法人や外国法人、そして個人は不動産をリースすることができる。リースにかんしては内務省大臣の許可を必要としない。

ポーランドの法律では二つのタイプの賃貸借契約がある。一つ目は「賃貸契約」であり、二つ目は「借地契約」である。賃貸契約ではリースした不動産を使用するだけだが、借地契約では不動産の利用とリースによる利益を得ることができる。この二つの契約期間は有期限と無期限でなすこと

ができる。一般的に賃貸契約は短い期間で、住居や事務所の賃貸であり、借地契約は農地や建設用地のリースの際、適用される。1年を超えるリース契約は必ず書面による契約がなされなければならない。

7.4 不動産取得契約

国、或いは地方自治体の所有する不動産は原則として競売、或いは入札の形で取得することができる。他の法人や個人所有の不動産は売買契約、贈与、相続などを通して取得することができる。

ポーランド民法では、不動産の売買契約はポーランド人公証人による公正証書が作成されなければならない。これ以外のいかなる契約フォームも無効で法的効力をもたない。

内務省の承諾を受ける前に仮契約を結び、それによって売り手は特定不動産売却の意思を買い手に表し、また買い手は特定の日に、特定の条件のもとに特定額を売り手に支払う意思を表すことができる。このような仮契約は所有権の移転にはつながらないが、許可を受けた後に、最終的な契約締結への基礎となりうる。

内務省より許可の発給を受けた後、所有権移転、或いは永久貸借権の契約は公証人による公正証書が作成されなければならない、これがなければ契約は無効でいかなる法的効力ももたない。

7.5 不動産と永久台帳

最終的契約が締結された後、新しい所有者、或いは永久貸借者は当該裁判所で作成されている永久台帳に登録されなければならない。

7.6 没収

不動産の所有者からの没収はある特定の社会目的に貢献する場合のみ執行することができる。没収は国庫、或いは地方自治体のためにおこなえ

る。没収には損害賠償がともない、その額は不動産評価価値に合致したものでなくてはならない。

没収された不動産が当初の目的と異なった目的に使用される場合、前の所有者の合意なしには使用目的変更はできない。

前の所有者は次のような場合には、没収された不動産の返還を求めることができる:

- 没収の受益者が不動産を当初の没収目的とは異なる利用を試みる場合
- 7年の期間に不動産が没収決定の目的にそった利用がなされない場合。

7.7 投資手続

土地がある投資のために利用される場合、最初の建築手続きとして建築許可が必要になる。その許可は次のように取得することができる:

- a) ローカル開発計画に基づいた許可
- b) a)のような計画がない場合には、地域建築条件の決定を受け、その後に投資者は建築許可の申請をする。

建設計画プロセスの最後に、投資家は居住許可を取得しなければならない。

残念ながら、2004年1月から大多数のローカル開発計画はその効力を失い、新たな開発計画が作成されるまでは前記、b)の手続きをとらねばならない。

建築法は地域建築条件の許可を得る際にある種の規制を課している。例えば、隣接する用地に建物が存在する場合、新たに建築される物件への建築条件を課す、或いは公道へ通じる用地や農地や林業地へ通じる用地にたいする建築条件が発生するということである。

建設法で定められたある種の建造物は建築許可を得る必要がない。(例えば、柵、納屋、屋根ふき工事、10平米より小さい木造建築、電気・水・下

水・ガス・暖房・電話の接続工事等)。但し、これら工事のいくつかは事前に関連当局に通知しておかなくてはならない。もし、こうした建設工事に当局が30日の間に反対を表さなければ、着工することができる。

投資家が建設を終了し、その利用を開始する前に、環境保護監査局、保健衛生監査局、労働火災予防局の監査を考慮しなくてはならない。

農地・森林保護法により、農地や森林に所属する土地での建設計画には、農地や森林地を建設用地として宅地に変更する決定が必要とされるが、そうした決定は地方自治体行政当局によってなされる。(a)第4級—第6級の耕地の資格変更決定、或いは投資プランが1ヘクタールを超える農地や国有林以外の公有林の資格変更は県知事の決定、(b)0.5ヘクタールを超える第1級—第3級耕地の資格変更は農業省の決定、(c)農業、森林生産を変える国有林の資格変更は環境省により決定される。

そのような決定はローカル開発計画に関連する場合、要求される。もしそうした土地に関連した計画が農業や森林の活性化につながらない場合には、開発計画は変更されねばならない。そうした農地や森林に関連した具体的計画が実施されない場合には、事実上、投資は不可能ということになる。

農地や森林の資格変更の決定は、一時金支払いや年間料金(例外はある)の支払いを生じさせる。

土地の資格変更支払い金額は土地の時価に応じた額となるが、その価値は耕地等級に対応したライ麦種のトン当たりの価格に応じたものとなる。トン当たりのライ麦種の価値は中央統計局のデータにもとづいた価値と同等のものとなる。法の規定により森林や耕地に対する支払いも、個々の土地の特殊性を考慮して詳しく分類される。土地の資格変更がなされてから60日以内に支払いはなされなければならない。實際上、そうした支払い金額は市場での時価より低いのが現状である。

当該年の年間料金はその年の7月30日以前に支払わなければならない。その支払額は中央統計局が発表する第一上半期の農業税をもとに、ライ麦種のトン当たりの価格を考慮して定める。

森林地での営林停止の許可をした場合、伐採される樹木の一時補償金が支払われる。補償金額は樹木の将来性価値を考慮した森林間の違いにより異なる。

新たな土地の所有者はそれら支払い金と年間料金の支払いに責任を負う。その土地が売却された場合、新たな購入者に支払いの義務が移行される。森林地での営林停止の決定が出されたが、森林地が売却される前に生産廃止の措置が取られない場合、年間料金の支払いは新たな購入者が負うことになる。

現在、ポーランド政府は地方自治体の境界に隣接する農業生産地の耕地資格変更の諸条件設定を調整中である。修正案は国会を通過したが施行細則手続を施行した後に、具体的プロジェクトの発行が可能となろう。

農地の分類は地方自治体によって保管されている土地永久台帳で確認することが可能である。

7.8 農地の取得

農業分野でのポーランドの政策は農業経験と資格を保持する農民で300ヘクタール以下の農地を持つ農家を優遇している。この原則はポーランド市民、外国市民にかかわらず適用される。

個人が所有している農地を個人、或いは企業が取得することに農地面積の制限はないが、但し農業不動産公団(ANR)に農地の優先購入権があり、また農地の売買契約が一定の条件(例えば、農地を300ヘクタールまで拡大したい場合、取得者は同じ郡内、或いは隣接郡内に居住していなければならない)に合致しない場合には、不動産取得の許可を出さないこともある。このような手段で、国家農業機関は農地不動産にかんする取引をコントロールしている。

国有農地は農業不動産公団のコントロールのもとにある。同公団による農地売却は、その取引により取得者の農地面積が500ヘクタールを越えない場合には可能となる。

競争法

8.1 はじめに

競争法は二つの法律によって規定されている。一つは1993年4月16日付け、不正競争排除法であり、二つ目は2000年12月15日付け、競争・消費者保護法である。不正競争排除法の目的はポーランド市場で活動する企業が公平な手段で競い、どんな不正競争の手段もとらないことを確保するためである。

競争・消費者保護法の目的は次のとおりである:

- 特定の市場参加者が独占的な地位を濫用することから市場を保護すること
- いかなる主体も独占的地位を築くことがないよう市場を機能させること。

8.2 不正競争排除法

不正競争排除法は企業、顧客、及び消費者の利益を保護するとともに、公共の利益の観点から不正競争を防止する。

8.3 競争・消費者保護法

競争・消費者保護法は競争の促進と維持の条件、ならびに公共的な観点から企業、消費者の利益を保護する規則を規定している。

競争・消費者保護法は特定市場において競争相手を排除、制限、或いは権利を侵犯する目的での合意事項を禁じている。法の定めるところ、そのような契約や合意は無効である。競争・消費者保護法はまた独占的地位の濫用を禁止している。法の定めるところ、独占的地位にもとづく行為は無効である。

競争・消費者保護法は問題となる行為がEU諸国間の貿易に影響を与える

ものでない場合に適用される。その他の場合は、EU法の条項が直接適用される。

競争・消費者保護法は、企業を集中合併する場合には、企業が競争・消費者保護庁に報告することを義務づけている。

企業の集中合併は次のように定義される:

- 2もしくは2つ以上の独立した主体の合併
- 他社の吸収合併
- 株式取得により他社の株主総会で25%以上の発言権を獲得した場合
- 複数の企業家による企業の設立。

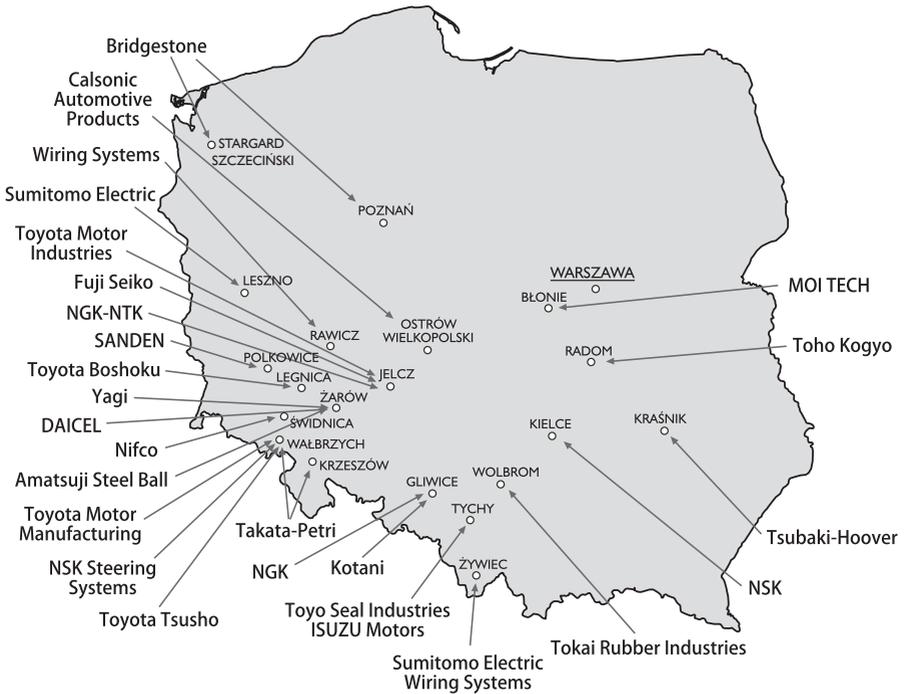
また企業に限らず、組合などの団体も事業集中の概念が適用される。

合併が市場の競争を著しく妨げない場合には、競争・消費者保護庁長官は申請のあった集中合併に合意することになる。

現在、新法の制定作業が継続されており、新法は2007年上半期には施行される予定である。新法の詳細に付いては、現時点では不明である。

ポーランドにおける日系企業の進出

(1) ポーランドにおける日本企業の進出状況(自動車産業)



(データ出所:ポーランド情報・外国投資庁ポーランド情報・外国投資庁)

(2) ポーランドにおける日本企業の状況 (その他の産業)



(データ出所:ポーランド情報・外国投資庁ポーランド情報・外国投資庁)

ポーランド情報・外国投資庁

(PAIIZ) について

PAIIZの前身であるポーランド投資庁 (PAIZ) は外国投資誘致の目的で、経済省直属の機関として、1992年に設立されました。

PAIIZはポーランドへの直接投資に関する情報提供、進出手続きのガイダンス、地方自治体の紹介など、円滑に進出ができるように様々な便宜の提供に努めてきております。また、日本との関係では、ポーランド・日本経済委員会 の事務局として活発に活動を行っております。

ポーランドへの投資について、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

PAIIZのホームページ

www.paiz.gov.pl

ul. Bagatela 12, 00-585 Warsaw, Poland

Tel.: (+48 22) 334 98 00, Fax: (+48 22) 334 99 99

PAIIZのEメールアドレス

post@paiz.gov.pl

ポーランドでの投資について、どのようなお問合せにも応じます。

日本語でのお問い合わせは下記の担当者までご遠慮なくお寄せ願います。

ポーランド情報・投資庁の顧問：

渡辺博史

hiroshi.watanabe@paiz.gov.pl

日本担当責任者:

ピオトル・グルジエン Piotr Grudzien

piotr.grudzien@paiz.gov.pl

エリザ・クロノフスカ Eliza Klonowska

eliza.klonowska@paiz.gov.pl

ドマンスキ・ザクジェフスキ・パリンカは1993年にポーランド、ワルシャワにて設立された法律事務所です。現在ドマンスキ・ザクジェフスキ・パリンカはポーランドで最大の弁護士事務所であり、ワルシャワ、ポズナン、ヴロツワフに80名以上の弁護士を擁しております。当事務所はマーケティングリーダー、また幅広いリーガルサービスの提供を行う弁護士事務所の先駆者としての評価を得ております。

当事務所の依頼者は、ポーランド資本のポーランド企業、外資ポーランド企業、そして外国投資家と様々です。また、その分野も銀行・金融・建設・エンジニアリング、食品、機械、証券・観光、不動産と多岐に渡ります。また、通信、電力、テクノロジー、e-ビジネスといった分野の企業に対する法務アドバイスも行っております。

当事務所の取り扱い業務は、M&A、プロジェクトファイナンス、労働法、知的財産、訴訟・仲裁など、幅広い分野に渡ります。

当事務所はほぼ全てのビジネスの分野と専門における、起業家、中小企業、国際企業とそのポーランド子会社へのリーガルサービスを提供しております。

当法律事務所は外国企業に対しての広範なリーガルサービスを提供しております。特に、日本企業に対するリーガルサービスを専門とするチームを擁しており、これまでの数々の経験の蓄積によって、日本からの依頼者のニーズに応えさせていただけるよう基盤を築いて参りました。

Warsaw

Rondo ONZ 1
00-124 Warsaw
Tel. +48 22 557 7600
Fax +48 22 557 7601

Poznań

ul. Paderewskiego 8
61-770 Poznań
Tel. +48 61 858 4200
Fax +48 61 858 4210

Wrocław

pl. Dominikański 3
50-159 Wrocław
Tel. +48 71 375 1050
Fax +48 71 375 1060

www.dzp.pl

パートナー:日本担当
マルチン・クラコヴィアク

Toruń

Szosa Chełmińska 17
87-100 Toruń

Marcin Krakowiak
marcin.krakowiak@dzp.pl

日本窓口
金子 泰
hiroshi.kaneko@dzp.pl

デロイト (Deloitte) について

デロイト会計事務所はワールドファームで、世界中で（140カ国）約13万5千人の優れた「知的資本」といえる人材を擁しております。現在、弊事務所は最大で、最も早く成長していくコンサルティング会社の一社であります。欧州のデロイト事務所は17カ国では30都市に及び、およそ3千400人の従業員を雇用しております。

ポーランドにおけるデロイト事務所

1990年よりデロイトのブランドがポーランドの市場では段々知られるようになってきました。世界一のブランドの一つになったデロイトは、トップクオリティ、また徹底した会計監査・税務・コンサルティング・ファイナンシャル アドバイザリーサービス、といった広範なサービス提供社としての評価を得ておりますが、絶え間なく上達し続けます。

2006年6月より最大のビジネスコンサルタントチームをポーランドで募集して参りました。その優秀な人材の中の200名以上は、弊事務所の取り扱い業務であるグローバルな戦略定義や財務リストラはもちろん、知的財産マネジメント、保険、規定、デザイン、ITシステム実施関連サービス等も含め、幅広いコンサルトサービス提供ができる特定分野のスペシャリストであります。現在、当ファームは800名に及ぶクライアントサービスに注力している専門家をポーランドのヘッドオフィス、ならびに地方事務所の6都市に配し、高品質で幅広いサービスを提供しております。

弊事務所の依頼者は、ポーランド資本のポーランド企業、外資ポーランド企業、そして外国投資家と様々であります。デロイトはほぼ全てのビジネスの分野と専門における、起業家、大企業、中小企業、国際企業とそのポーランド子会社や外国企業に対しての広範なサービスを提供しております。特に、日本企業に対するサービスオファーを専門とするチームを擁しており、これまでの数々の経験の蓄積によって、日本からの依頼者のニーズに応えさせていただけるよう基盤を築いて参りました。

弊事務所がビジネス独立を維持し、持続的成長を実現できたのは、まったく当ファームの不屈の努力のたまものであります。我々には、職業集団の統合実施、また道德上の基準に達することができるという確信があり

ます。弊事務所の卓越したプロフェッショナルサービスの方針は、包括的なオファー、ならびにお客さんのニーズへの総括的なアプローチ、といったしっかりした要素に基づいているポリシーであります。

弊事務所にとって、成長ならびに価値向上というのは、収入増大だけではありません。収入増大よりもスタッフを重んじております。従って、デロイトに勤めている優秀な人材の傾倒、知識、熱心等は我々のもっとも重要で価値のある知的資本であります。その宝物を獲得し守るために、アイデアや貴重な経験交換、ならびに国際キャリアへのフリーアクセス提供が行われます。

弊事務所のモットーは「高い基準を最大限で達成」といいます。経済関連したあらゆる分野の把握やノウハウ、e会計情報等ハイテックデータベースへのアクセス、またポーランドや外国の優れた専門家のサポートによって、お客さんからのご要求に応えられるデロイトのサービスオファーはいつもトップクオリティで、最もよい解決提供が保障できます。ユニークな業種の場合でも、特別なニーズのある会社の場合でも、デロイトはお客さんのご要求の通り、個別적으로ご対応いたします。弊事務所は常にクライアントのサービスレベルの向上しながら、活動の全分野における高い基準を設定し、完璧に達するのを求めています。

日本窓口担当：

Masanori Toyoizumi
Manager Deloitte
E-mail: matoyoizumi@deloitteCE.com
Tel.: +48 (22) 511 07 92
Fax: +48 (22) 511 08 13
Mob.: +48 605 601 727

ポーランドにおける事務所：

ヘッドオフィス – ワルシャワ

ul. Piękna 18

00-549 Warsaw

Tel.: +48 (22) 511 08 11

Fax: +48 (22) 511 08 13

e-mail: dpoland@deloitteCE.com

ホームページ：

www.deloitte.com/pl

地方事務所：

Deloitte Łódź

ul. Traugutta 25

90-113 Łódź

Tel.: +48 (42) 290 60 00, Fax +48 (42) 290 60 01 - Audit

Tel.: +48 (42) 290 61 00, Fax +48 (42) 290 61 01 - Tax

e-mail: lodz@deloitteCE.com

Deloitte Kraków

ul. Retoryka 1

31-108 Kraków

Tel.: +48 (12) 423 20 21; 423 24 22; 423 00 33; 423 01 89; 423 20 90

Fax: +48 (12) 421 73 69

e-mail: krakow@deloitteCE.com

Deloitte Gdańsk

ul. Wały Piastowskie 1, Room No 1113

80-855 Gdańsk

Tel.: +48 (58) 307 42 56; 307 45 96; 307 42 76; 307 42 77

Fax: +48 (58) 307 42 55

e-mail: gdansk@deloitteCE.com

Deloitte Poznań
ul. Marcelińska 90
60-324 Poznań
Tel.: +48 (61) 860 21 00
Fax: +48 (61) 860 21 01
e-mail: poznan@deloitteCE.com

Deloitte Wrocław
Rynek 7
50-106 Wrocław
Tel.: +48 (71) 344 71 20, 344 71 21
Fax: +48 (71) 344 71 25
e-mail: wroclaw@deloitteCE.com

Deloitte Katowice
ul. Uniwersytecka 13
40-007 Katowice
Tel.: +48 (32) 603 03 30
Fax: +48 (32) 603 03 31
e-mail: katowice@deloitteCE.com

